

平成25年3月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成25年3月6日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 関富夫君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
觀光商工課長 玉田忠一君	福祉課長 花ヶ崎善一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 屋代浩君

議事日程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第6号 勝浦市情報公開条例及び勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 議案第9号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 勝浦市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第11号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第12号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第13号 勝浦市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案第14号 勝浦市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
議案第15号 勝浦市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案第16号 勝浦市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
議案第17号 勝浦市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 工事請負契約の締結について
議案第19号 平成25年度勝浦市一般会計予算
議案第20号 平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
議案第21号 平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 平成25年度勝浦市介護保険特別会計予算
議案第23号 平成25年度勝浦市水道事業会計予算
-

開 議

平成25年3月6日（水）午前10時開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立了しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第6号 勝浦市情報公開条例及び勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を

行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） それでは、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中の保育所の関係で、3保育所を廃止して新たに3保育所に子どもたちが集まる中で、職員がいろいろ対応があると思いますが、今回提案されたのは、保育所に副所長を置くということでございますが、確認の意味だけです。まず、副所長の管理職手当の率、それと3保育所全てに副所長を置くのか、副所長としての職務はどういうものか、以上3点、お聞きします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。副保育所長の管理職手当の関係で、今回条例の一部改正をご提案いたしました。ご質問の副保育所長の管理職手当の率でございますけれども、現在、保育所長については5%となっております。同様な率を想定しております。

職員配置につきましては、一時的に高台へ上がるということで、当然ながら中央保育所が100人規模、続きまして上野保育所が次に児童数も多くなります。さらに総野保育所も若干増えます。ゼロ歳児保育もあります。予定ですと、中央保育所に副保育所長、さらに上野に副保育所長になろうかと思います。

あと職務ですけれども、所長が当然1施設に1名ずつおりますので、同様に所長職であった者が副所長になることになろうかと思いますが、所長の補佐ということになります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号、以上2件は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第8号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第11号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 3件あります。議案第8号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回、また5,000万円もの寄附をいただいて、総計で3億1,300万円になるということでございます。これについては、小高御代福祉基金の使用目的に沿って、市のほうは対応していることだと思いますが、お聞きしたいのは、3億

1,300万円という条例の中の数字ですが、現在基金残高をまずお聞きいたします。

それと、その基金について、現在の運用の方法、これは定期預金等で行っているように伺っていますが、その運用の方法がどのように行われているのか、あと定期預金等は、本当に率が低い、一般の貯金ですと0.03とか、そういうものになっていると思いますが、1億貯金しても、ほんの数万円にしかならないような時代の中で運用率の低い銀行預金ではなくて、この運用を債券によるものとか、もう少し効率のいいものにできないのか、していればいいですよ、そういう運用がどのようになっているのかについてお伺いします。

議案第11号と12号については、新しい条例制定ということですが、説明のとおり、条例を制定したからといって、これまでと何ら変わるものではないというふうには理解をしますが、地域主権一括法制定によるものという説明でありますけど、市の条例となれば、それなりに市がこれに対して対応しなければならないものと考えます。

まず、勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、この条例の中に条文が非常に多くて、実際に全部読み切ることが非常に難しいんですが、一番表を見ますと、各章ごとに施設介護の方法といいますか、介護の方針が全部決まっています。それに基づいて、どういう介護がこの条例の中でできていくのか、それぞれ申しわけありません、2章から9章について、具体的に説明を求めます。

この2章から9章の介護施設等が市内では現在該当する施設があるのかないのか。

それと、第12号については、非常に長い条文なので条例名は省略しますけど、12号も同じです。やはり2章、3章、4章と、施設の内容が条例化されております。これについても、今現在、市内でこれに対応する施設があるのかと、2章、3章、4章について、やはりこの施設内容について、どういうものか、簡単で結構ですので、説明をお願いします。

それと、条例制定によって、これは勝浦市の条例になりますので、条例の中にいろいろ規制等も出てきています。今後は、条例どおり管理等が施設の中でできているのかについては、市が監督する立場になっていると思うんですが、その体制を今後どのように構築していくのかについてお伺いをいたします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。まず、議案第8号の小高御代福祉基金の基金残高でございますけれども、平成24年度末の決算見込みで、今回の5,000万円を繰り入れをしたという前提でございますけれども、残高が2億5,743万3,401円でございます。

次に、運用でございますけれども、実は25年度当初予算に1,038万5,000円、この基金から繰り入れを見込んでおります。この25年度当初予算に見込まれている事業につきましては5つございまして、1つが小高御代福祉手当支給事業75万円、次に、小高御代祝金支給事業130万円、次に、高齢者入湯料助成事業として528万4,000円、はり・きゅう・マッサージ等利用者助成事業として31万9,000円、それから、生活支援訪問介護事業の事業費304万4,000円のうち基金充当額が273万2,000円、以上5件であります。以上であります。

○議長（丸 昭君） 次に、鈴木会計課長。

○会計課長（鈴木克己君） お答えいたします。低金利のゆえにより効率的な資金運用ということで、債券による運用ということでございますが、ペイオフ解禁によるリスクの分散及び低金利ということもあり、これまで会計課内でも債券の運用というのは話題になっておりました。債券の

運用としては、国債や地方債などがあるかと思われますが、これらについてもリスクが全くないということではないと思われます。よりまして、今後、この運用に当たりましては、十分検討し、確実かつ有利な方法で運用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。地域密着型サービスにつきましては、介護が必要になった市民の方が、住みなれた地域で家庭的な環境と地域住民との交流のもとで暮らせるように、平成18年に創設されたサービスでございます。ご質問のように市が対象事業所の指定、指導また監督を行うようになります。制定しようとした2つの条例につきまして、対象となります指定地域密着型サービス、また介護予防サービスの内容につきましては、仕様ごとということでございますので、議案第11号につきましては、8つのサービスを規定してございます。第12号につきましては3つの介護予防のサービスがございます。11号の介護サービスにつきましては、要介護1から要介護5までの方が利用できるサービスで、これを章ごとにご説明いたしますと、第2章の定期巡回、随時対応型訪問介護看護というものにつきましては、平成24年に新たに創設されたサービスでございまして、介護職員と看護師が一体、また密接に連携しまして定期的に訪問し、また利用者の通報や電話等に対して随時対応するサービスでございます。

次に、第3章、夜間対応型訪問介護につきましては、夜間に定期的にヘルパーが巡回する訪問介護と、緊急時に利用者が通報しますとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護を受けられるサービスでございます。

次に、第4章の認知症対応型通所介護につきましては、認知症の高齢者の方が、食事、入浴等の介護や機能訓練を日帰りで受けられるサービスになります。

次に、第5章、小規模多機能型居宅介護につきましては、小規模な住宅型の施設で通いを中心に行き宿泊等を、組み合わせて、食事、入浴等の介護や支援が受けられるサービスになります。

第6章の認知症対応型共同生活介護、これは認知症の高齢者の方が共同で生活できる住居、グループホームになりますが、食事や入浴等の介護や支援、機能訓練が受けられるサービスであります。

次に、7章の地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、定員29名以下の小規模な介護老人専用有料老人ホームということで、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられるサービスになります。

第8章の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護につきましては、これも定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームになります。食事や入浴等の介護や健康管理が受けられるサービスになります。

第9章の複合型サービスにつきましては、平成24年に創設されたサービスで、小規模な住宅型の施設で通いを中心に自宅に来てもらう訪問、事業所に泊まる宿泊のサービスに看護を加えましたサービスになります。

次に、議案第12号の介護予防サービスにつきましては、要支援1、要支援2の方が利用できる3つの介護予防サービスになります。この中で第4章に介護予防認知症対応型共同生活介護、これはグループホームになりますが、介護予防のグループホームにつきましては、要支援2の

方のみの利用になります。

この内容につきましては、先ほど申しました地域密着型サービスに準じたものになります。

次に、市内で何カ所あるかということでございますが、グループホームが現在3カ所市内にございます。高齢者認知症対応型共同生活介護になります。

今後の体制ということですが、今回の条例制定によりまして、今までやつてはおったんですが、市が監督ということになりますが、介護健康課を中心に、県の指導を仰ぎながら指導監督等をやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 議案第11号と12号に関連するんですが、確かに市で条例化、今まででは国の法律に基づくものによってこれまでやってきたと思うんですが、市の条例となると、行政としてはその条例が中心になるという中において、11号のほうでは、夜間対応型訪問介護という、その辺は24時間体制の対応をするということですが、一つは、今年度でも昨年度でもいいんですけど、どのくらいそういうものが市のほうで今まで対応してきているのか、それと、この対応については、テレホンサービスみたいなところとか、そういう外部団体もあると思うんですが、そういうところとの提携等を考慮して、これからやっていくのかどうか。

あと、12号のほうの今後の体制なんんですけど、今課長が言われたのは県の指導を仰ぎながらということですけど、来年度、4月から体制が固まっていないと、この条例施行もスムーズに行かないんじゃないかなと思いますけど、その辺について、人員配置なり、そういうものがどのように検討されているのかについて、2点だけお伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。24時間対応、こちらの省令また条例に関する対応というものにつきましては、現在、市内で施設が存在しますのがグループホームのみになりますし、今までそのほかの施設自体はまだ勝浦市には存在しておりません。また、事業者の参入も今のところない状態ですので、現状で介護というものより緊急通報であるとか、そのものに対しまして、こちらの市のほうでそういう方に対しては見守り等を行っております。

次に、体制ということでございますけど、介護健康課介護保険係、地域包括もございますので、一体となって協力して対応してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 私のほうから、議案第9号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてということですけど、野球場の話ですけど、今まで何回もここで質問し、また答弁していただきました。その関係で今回は最後になろうと、また新しい球場ができれば、またその都度お話を聞きたいと思っているんですけど、とりあえず今回のことについて何点かお聞きしたいと思います。条例のことについては、このとおりだと私も思っていますけど、それに関係するということなので、何点かお話を聞いていただき、またご答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目ですけど、今、北中学校のグラウンドを整備していただいております。それについての進捗状況をいま一度聞きたいと思います。それが1点目。

2点目は、この議会の最中でもいろいろ問題になっていました仮の市民会館ですかね、それがちょっとおくれるということで、実際にこのグラウンドが3月いっぱいということであった

んですけど、例えば工事の関係でちょっと先まで、4月、5月まで大丈夫ですよというようなことがわかれれば、そこら辺のことをお聞きしたい。

そして3点目なんですけど、今後の市営野球場の設置についてお話を聞きたいと思います。前年度、平成24年12月27日に、ここにいらっしゃる磯野議員と、武大の球場で夷隅郡中の中学生を集めて野球教室を開きました。そのときは、ここのグラウンドもあるわけです、使ってないやつ。ということは、今、ここのグラウンドも雨や何か降るとちょっと厳しい、使い勝手が悪いということで武大を使ったんではなかろうかなというふうに私は推測しています。そんな関係で、現在の球場は、これ以上手をつけてもという部分はありますけど、新しい球場については、それなりのもっとすばらしい球場、春夏になったら、どこかの学校の子どもたちが来て、キャンプをやりますので、そういうことについてもすばらしい球場をつくっていただきたい、それは要望としておきます。

前段の3点についてお答えしていただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず1点目の北中学校における市営野球場代替施設整備工事の進捗状況でございますけれども、大きな工事で申しますと、まず暗渠排水整備工事が行われております。これについてはほぼ完成しておる状態でございます。次に、防球ネット工事を発注しておりますけれども、現在、施工中でございます。それと、審判室、ダッグアウト、仮設トイレ、そういう工事につきましては、来週から本格的に設置するということで、いずれにしましても3月中の完成を目指しておるという状況でございます。

次に、4月以降の市営野球場の使用の関係でございますが、（仮称）市民文化会館の建設工事が不調になったということで、入札担当課長のほうから一昨日ですか、できれば5月の臨時議会を目指すというような答弁をしたところで、今、本格的に具体的な入札の公告等、そういうものを関係課長と協議しておりますので、このままの状態でいきますと、4月以降も市営野球場が使えるというような状態になることが予測されますので、その辺につきましては、社会教育課といいたしましては、そのまま市営野球場を、工事が着手するまでの間、できる限り使用するほうが得策だというふうに考えております。そうすることによりまして、4月からの当初予算に予算要求させていただいて、今回の議会にも上程させていただきました北中学校における野球部の生徒さんたちのバスの借り上げということで、議員の皆様のほうからご承認いただいた暁にはそういうことを考えておりますけれども、仮に市営野球場が、例えば4月いっぱい使えるということであれば、その分、北中学校の野球部の生徒さんたちも、そのまま北中学校を使用できるということで、バスの借り上げについても支出しなくて済むというメリットがございますので、そういうふうに考えております。

それと、3点目の今後の市営野球場のことでございますが、それは質のことのお話でしたと思うんですが、それについては、当然、今現在の市営野球場はかなり昔に建てたもので、その時代に合った、またその時代の財政状況に合った施設だと思いますので、今後につきましては、やはり今の時代に合った、ふさわしいものが需要であるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） わかりました。1点目の北中学の設備については、3月中にやるというお話

を聞きましたので安心しております。

2点目の今現在の野球場、(仮称)市民会館の建設が不調に終わったということで、ちょっと先に延びるというお話も聞きましたけど、これもなるべくなら、はっきりした、4月いっぱい、5月いっぱいというようなお話を聞いていただきたい。そうすれば、野球協会とかほかのソフトボール協会、ゲートボール協会、いろんな協会がありますけど、そこを使えるということになりますので、4月、5月になると、もうシーズンが始まります。4月、5月、2カ月でも、今のところを使えていただくようにお願いを、これも要望としておきます。

最後の3点目なんですけど、市長がいろいろとお話しして、自衛隊を入れて工事をするよというようなお話を聞いております。これについては、いま一度市長か副市長、どちらかの方についてお話を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今の市営野球場にかわる新しい野球場を、まずどこにつくるかということ、それからどういう野球場をつくるのかということがあろうかと思います。前から幾つかの土地について、場所について、こちら辺がいいんではないかというのは、いろいろ検討はいたしましたけれども、基本的には、やはり今市で持っている市有地の塩漬けになっている土地を活用しない手はないだろうというようなことで、今、第1候補としては、新坂の上の従来からの総合運動公園用地、やはりこれを一義的に候補として考えるべきだろうと。ところが、そこにつきましては、皆さんご案内のとおり、ちょっと地型とか昔の射撃場もあったので、地形が非常に不整形なところでありますので、これを安く整地ができないかというようなことで、一つの案として自衛隊にお願いはできないだろうかということを内々検討しているところです。今のところ、自衛隊に頼むと、大体10分の1ぐらいの経費ができるというようなお話を伺っておりますし、いろいろこれから話にもなりますけれども、そのところを整地して、第1候補で考えたいというふうに思います。施設そのものは、今ある市営野球場も、これは正式な距離なり、例えばセンター120メートルとか、そういうものについては基準外でありますけれども、今度新たにつくるものは、それ相当の基準を満たした野球場をつくり、例えば社会人野球とか、そういうものも誘致をしながら広く使っていけるような野球場をつくりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 引き続きになりますが、第9号のスポーツ施設設置管理条例の一部の改正ということで確認させていただきたいんですが、私は、この中の内容ですが、基本的に北中学校の野球場というのが仮の市営野球場という位置づけになるものだという理解をしているのですが、そういった中で今回の改正されたときには、勝浦市営野球場という名前がまずなくなるというような話になるのかなと思うので、基本的にそうしたときに、北中学校の野球場という場所を仮の市営野球場として捉えたときに、あそこはどういう位置づけになって、どこを窓口としてそこを利用することができるのか、例えば今までと同じ管轄でやられるのか、それとも学校管轄として、また別のものとして考えるものなのか、その辺について確認させてください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、土地そのものについては教育財産でございます。そこを私どもの生涯教育の場としてお借りすることになりますので、窓口につ

きましては、今までどおり私どものほうでまず利用を受け付けるということになろうかと思います。ただ、利用申請につきましては、校長あるいは最終的には教育長の決裁が必要になってくるということになると思います。これが一般的な社会人からの申し込みがあった場合のお話ですけれども、体育協会に属している野球協会、ソフトボール協会、ゲートボール、グラウンドゴルフ、そういう協会の使用につきましては、今までどおり私のほうで窓口になりますし、受付をして予約していただいて、それで使用していただくということで、通常の今まで市営野球場で利用していた形態で対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） じゃあ、今までとほぼ変わらずというような感覚で考えてよろしいのかと思うんですが、例えば市外の方々が今までみたいに野球場を、また体育協会に所属しない形の方々が仮の市営野球場としてお借りするときには、どういった対応になるんでしょうか。また、この料金表もなくなる、それは教育財産を借りるからということで、野球場の利用料を取らないというものだと思うんですけども、その辺についても確認させてください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。条例には利用料とか、しっかりと明記してございます。これが条例を廃止すると、利用料が取れないということになります。そういうことでございますので、あくまでも私どものほうとしては、代替施設ということで、学校の施設をお借りするという立場でございますけれども、利用料は取れないものというふうに判断しております。

市外の方が申し込んできた場合は、教育財産の使用料条例がございます。その中で、運動場はたしか1時間200円ですか、という規定がございますので、その中で対応していくということになると思われます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） ちょっとアバウトだと思うんですけど、基本的に3月で完成して、4月以降、市外の方がそこを使いたいですという話が来たときに、話的にはアバウトになっていくんじゃないかなと思うんですけど、もうちょっと正式な数字とかというのは、はっきりわからないものなんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。数字のことといいますか、利用料のことです。今、条例を確認させていただきますので、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第11号及び12号について質問させていただきます。まず第1点は、地域主権改革推進法に基づく条例制定でありますので、この議案の中に勝浦市独自の条項がありましたら、どこの条項でどの項目、それを制定する理由についてご説明をいただきたいと思います。

2点目には、グループホームだけが事業者が存在することなんですが、今後、事業につきましては、都市部においていろいろ事業が立ち上がっているのは耳にするわけですから

も、勝浦周辺の地域にこういった事業がビジネスとして成り立つかどうかということが、事業者が参入するかどうかの一つの鍵になるんだろうと思うんですけれども、そういった見通し、及び市のはうとして、特にこういう事業をより積極的に受け入れるためにアクション、何か対策をとるとかいうご予定があるのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

第3点目には、こういう訪問介護看護事業などの事業者が、例えば近隣のいすみ市であるとか、茂原などには事業者が既にあるのかどうか、そういった情報がありましたら教えて、一番近隣ではどこまで事業者が進出してきているのか、もし仮に勝浦市の方がそういった他市の事業者を利用したいということになった場合、この条例との関係はどうなるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。まず1点目の市独自の条例制定の考え方ということなんですが、基本的には厚生労働省令に準ずることにいたしますが、一部については市独自の基準を設けてあります。まず、法令に従って新たに条例に盛り込むものといたしましては、申請者の資格ということで、これは省令においては、申請者は法人でなければならないとなつておりますので、省令に準じて、一般原則において11、12号両方の条例で第3条に法人である旨を規定してございます。

次に、第8章にあります地域密着型介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームになるんですが、これにつきましては、介護保険法の規定によりまして、定員は29人以下で市町村の条例で定める数となっておりますので、この部分についても第150条におきまして29人以下ということで規定してございます。

次に、市独自の基準ということでございますが、まず第1点目が暴力団排除という規定を設けてございます。勝浦市は暴力団排除条例の趣旨に沿いまして、利用者が安心して介護サービスが利用できる環境を整備するため、全サービス共通で、11号、12号、両条例の第3条に、事業者の要件といたしまして、暴力団の排除を規定してございます。

次に、記録の整備ということで、省令においては、サービス提供に係る記録を完結の日から2年間保存することになっておりますが、保険者の介護報酬の過誤返還請求権、これが地方自治法の時効の規定によりまして5年間有効とされておりすることから、記録の保存期間を5年間というふうに規定いたします。

次に、第8章、やはり同じ地域密着型介護老人福祉施設、こちらのはうの居室の定員につきまして、書類におきましては、原則1名、ただし2名までという形になっておりますが、地域の実情であるとか、利用者負担の負担費用の軽減を図るために居室の定員につきまして、ユニット型よりも利用料が低額な多床室4人以下ということで、整備を可能とできるよう、152条の第1項第1号につきまして、その旨を規定してございます。やはり同じく地域密着型老人福祉施設につきまして、ユニット型の老人福祉施設の入浴の回数につきまして、千葉県が介護老人福祉施設の基準条例を制定する際に、入浴につきましては1週間に2回以上という規定を設ける予定と聞いておりますので、勝浦市も同様に183条の第3項におきまして、同様の規定をいたしております。

今後ということでございますが、今現在、勝浦市ではグループホームが3カ所というのみでございますが、これにつきまして、第5期の介護保険の事業計画につきまして、小規模多機能

型居宅介護というものが、以前公募しましたが応募者がなかったということでできておりませんので、これも需要も見込まれますので、第5期期間中にこの公募を行っていきたいと考えております。

他市、近隣の状況ということでございますが、確かに勝浦市でもグループホームが3カ所しかございませんが、わかる範囲でございますが、小規模多機能居宅介護につきましては、いすみ市で1カ所、鴨川市で1カ所、また小規模の特別養護老人ホーム、こちらにつきましてはいすみ市で1カ所ございます。茂原市まではちょっとわかつておりませんので、以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 訪問介護等の事業者は、近隣にはまだ存在していないということで理解してよろしいでしょうか。なかなかこういう制度がつくられましても、ビジネスとして参入をするということで、ビジネスに成り立たないとなれば事業者も入ってこないわけなので、制度があつても利用できないという、そういう状況が生まれてしまうのではないかと思います。そういう点では、こういう条例を制定するわけですので、こういったサービスが希望する事業者に、いかに提供できる環境をつくるかというのは、やっぱり今後の課題だろうと思うんですけれども、今、小規模多機能型居宅介護の事業を第5期中に起こしたいということありますが、そういった段階的な計画をそれぞれのサービスについても、やっぱり積極的に持つていただきとか、他市との情報交換を密にしながら、勝浦市1市だけではなかなか事業参入が難しいとなつても、広域でやれるということがあれば、そういったことで参入してくる事業者もあり得ないわけではないと思いますので、いろんな点からこのサービスが提供できる環境を整えるために、ぜひ今後の努力を求めたいと思います。

○議長（丸 昭君） 藤本議員、答弁はよろしいですね。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうは議案第10号の勝浦市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、率直な疑問と確認の意味も含めましてお聞きします。この条文を読んでみると、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定により、対策本部を設置するための必要な事項を定めるということになっています。対策本部設置の判断、1年中対策本部が設置されているような解釈がとれます。その第3条の中に、「本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する」と記載されています。この必要に応じ会議を設置したときにこの対策本部が設置されるという解釈でいいのかどうか。

2点目に、必要に応じとありますが、その必要に応じというときのどういったことが必要に応じとされるのか、必要に応じというのが、国でいうインフルエンザが大流行していますよというときに、市のほうの判断で必要に応じなのか。

それと、もともとの条例になっていますインフルエンザ等となっています。インフルエンザ等の「等」の扱いをどこまで考えているのか、3点、お聞きします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。まず最初に、新型インフルエンザにつきまして

は、これは政府の対策本部がまず設置されまして、その後に都道府県、市町村の対策本部という形になってまいりますが、新型感染症等ということにつきましては、まず新型ということで、新型インフルエンザにつきましては、この定義は国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から全国的に急速かつ蔓延し、国民の生命、健康に重大被害をもたらすというような新型インフルエンザがございまして、等につきましては、新感染症が含まれまして、これも感染症法に基づきまして、未知の感染症である新感染症という形になりますので、やはりその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に重大な影響を及ぼすということで、新型の定義については、これになります。

設置の判断につきましては、今、申し上げましたけど、まず政府が設置して、その後、都道府県、市町村という形でのものになります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 承知しました。新型インフルエンザの場合、この新型インフルエンザという判断が、一昨年ですか、はやった新型インフルエンザを想定しているのか、また新たな新型のインフルエンザ、先ほどの答弁だと、未知の感染も含めたという形になるんで、これからまた出てくる何々型、新型のインフルエンザが出たときにも、これに準ずるものだと思うんですが、いずれにしても、政府が、まずいよと。この間、隕石がロシアで衝突して、新しいそういうのが来たりとか、そういう部分も考えられますけれども、政府のほうで、ちょっとまずいよとなつたときに、政府が対策本部を設置した後に都道府県、そして市町村もそれに準じて設置するという形が、この必要に応じという形にならうかと思います。というふうに、今の答弁で判断しました。

それと、市長が本部長を指名できるという形になっています。ということは、市長が本部長になることはないのかなというふうに思うんですけども、そうすると、副市長が本部長という形になるのかどうか、市長が指名するという形になっていますので、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。本部長につきましては、市長を想定しております。副本部長につきましては、指名ということでございますが、一応副市長という形で、順次部長、班という形でおりた組織体制を考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの磯野議員の質疑に対し、菅根社会教育課長の答弁が保留されておりましたので、ここで答弁をいたさせます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） 先ほどは大変失礼いたしました。まず、今回のスポーツ設置管理条例の関係で、市営野球場が廃止された場合のお話ですけども、そうしますと、勝浦市の行政財

産使用条例に今度基づきます。その中で原則的には、市内の中学校運動場を使用した場合は、1時間200円ということで使用料を徴収することになります。ただし、使用料の減免とか免除の規定がございまして、市長が特に必要があると認める場合ということでできますが、我々としては、生涯教育、少年スポーツの健全育成というようなことで、利用する団体によっては免除されるということも、今後想定されます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ただいま議題となっております議案第8号ないし議案第12号、以上5件については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第13号 勝浦市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第14号 勝浦市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第15号 勝浦市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第16号 勝浦市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、議案第17号 勝浦市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 工事請負契約の締結について、以上6件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 確認を含めて2点だけ。議案第13号の勝浦市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例と、17号の勝浦市都市下水路条例の一部改正について、確認の内容になります。

まず、13号ですが、これも説明があったとおり、今まで法律で行われていたものが、道路法構造令等で道路をつくる際の基準等は全部そこにありました。それがやはり道路法の改正で、条例をつくらざるを得ないというか、これは上からの法律でありますので、この構造令、条例の内容と基準等がどうのこうのということは、私のほうから言える立場でもないし、それを聞いてもわからない部分なんですが、道路法の一部改正によって条例を制定するに当たって、今までの法律でやってきた内容と、条例にすることによって差異というか、内容が異なる部分が出るのか出ないので。それと構造令、今まででは道路の新設改良などについては、最近新しくつくったのは、春日台の道路が10年ほど前ですかね、かなり幅員を広げて坂道のところからトンネルの手前まで、現在広がっています。その先については、一般質問などでも出ていますけど、今後、道路をつくるに当たって、構造令でいくと基準がありまして、勝浦市の場合は第3種4級だったかな、その辺の使用の基準だと思うんですけど、必要がないという言い方はおかしいかもしれないけれど、余り使う利用がないようなところにも、この構造令でいくと歩道をちゃんとつけなければいけない。鹿とかイノシシしか歩かないような道に歩道がしっかりついているんですね。今後つくるに当たって、そういうものが条例の中では省くことができるのかどうかということを、これはおかしい質問かもしれませんけど、本当に余分な金を使っているんじゃないかなというふうなことが考えられますんで、私も昔、そういうところにいましたけど、やっているながら非常に疑問があつたので、この際、お聞きしたいと思います。

17号について、下水道条例なんですが、市内を管理している下水道は6カ所ありますね。これは条例にあるんでどこどこと申しませんが、この中で、今回的一部改正のしゅんせつが必要になるところについては、毎年1回やりなさいよというただし書きもあります。このしゅんせつが必要となるような下水路が存在するのかどうか。また、これまでしゅんせつした実績があるのかどうかについてお伺いします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。1点目の今回の市条例の内容に、市の独自の構造の内容が含まれているかということでございますが、こちらに関しましては、政令に準拠しております。

2点目の勝浦荒川線とこちら第3種4級の道路になりますけれども、道路改良となりますと、ほとんど従来、補助事業によって行われておりますので、補助事業の要件もございますので、今後は補助事業の要望ヒアリング時に、先ほどの歩道等の設置については確認してまいりたいと考えます。

続きまして、都市下水路の管理の件でございますが、第7条にございます議員ご質問の「1年に1回以上行うものとする。ただし、下水の」というところでございますが、こちらにおきましては、市内の下水路のうち堆積をする下水路は主に開渠の下水路でございまして、これにつきましては、こちらにございますただし書きにございますように、下水の排除に支障がない部分についてはこの限りではないということで、支障がある場合、数年に1度しゅんせつを行っている箇所はございます。また、新官都市下水路につきましては、砂だまりが下流部にございますので、こちらは、都市ごとにしゅんせつ経費といたしまして、予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 議案第16号の勝浦市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての中で、位置の選定というのが第5条で記載されておりますが、この条文を読んでみると、一部分ですが、日常の生活の利便を考慮しての選定というものが記載されております。この中に通勤、通学、日用品の購買、これは駅を目的とした場合ですね、駅から通勤、通学ということを考えた場合に、どの程度の時間、あるいは距離を定めているのか、定めがあれば教えていただきたいんですが。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。こちらの位置についての通勤、通学の距離ということでございますが、特段整備基準の中でも定められておりません。位置といたしまして考えられますのは、市街地内部あるいは市街地周辺の近郊部というふうに考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 特段決められていないという回答でございますが、この条文の中には「利便を考慮して選定されたものでなければならない」という規定になっております。こういう文言がある中で決められていないというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。先ほどご説明いたしましたとおり、特段の距離

ではなく、利便性という意味では、市街地部あるいはその周辺の近郊部というふうに考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私から、13号、17号まで、まず、13号の今回の説明の中では、国からの省令及び国交省からの基準等の道路等の改正が来ている中で、これを全部把握はしていないんですけど、多少、見ますと、今の都市下水においても、一部、鉄柵、ステンレスでやってあるところを私も見受けています。その中で、どこがどのように変わったか、例えば住宅においても、25平米以上という市営住宅の問題、そしてトンネルと、これ篠子を基準にして火災等の発生とか、そういう道路法の改正で来ている面があろうかと、私は把握しているんですけど、その中で、この改正に当たって、勝浦市条例をつくり、この運用を、今、インフラの中で災害に強い都市づくりというものも、国の政権下で行われている中で、これを国ほうで省令及び法令を改善する中で受けている面だと、県を通じてですね、そういう中での、例えば今川津トンネルを直すのも補正の中ですか、南ですか、あったと思うんですけど、道路法に関する基準に関しても、例えば虫浦の道路の問題、そして都市下水においては、もうもう砂だまりの問題等あつたけど、私の知っている範囲ではステンレスでやってあるところとか、そういうものも見受けられています。そして、市営住宅においては、今、前段者が言うように、その通勤範囲の問題は別にしても、勝浦の市営住宅においては、非常に貧困というか、この市営住宅なのかなという考え方もある。そういう面から、国の政策において、また県の条例改正において、勝浦も踏まえて、この社会資本整備のお金等の予算的なものを踏まえることが今後この基準によって改正していく問題点があるのか、これは建設課長に聞くのか市長に聞くのかあれなんんですけど、とりあえずこの条例改正が今回、この議会で通ったときに、この辺を一歩一歩、市単の問題は別にしても、この辺でどのようにしていくか、その方向性をお伺いしたい。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。今回の条例改正は、条例内容の改正ではなく、各法令の内容が一部市町村に委任されたということでございまして、条例の制定に当たりましては、勝浦市といたしましては、他と異なる基準とすべき事情や地域性が認められませんので、現行の政令を基本として定めております。ですので、従来どおりの法令、政令によって、今後も整備を行うということでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私も今までの条例を把握して、この比較をしてきたわけじゃなくて、本当に申しわけない中で課長に聞いているんですけど、多少ここに載っている面も、今のトンネル等、あるいは住宅等においても、この一部載っているものですから、その辺の基準が変わったのかなと思って、私も認識しちゃった面で申しわけなかったんですけど、そういう中においても、ここに載っているものは、ある面では今回の災害におけるいろいろな減災の面でこれが変わってきているのかなと思っての話なんんですけど、ただ、ここに載っているものは、今後のインフラの中で重要課題の一策ではないかと思う中で、将来的に勝浦のインフラをどのようにしていくか、この辺をお聞かせ願いたいなと思うんです。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。今回、このように条例改正、主に技術基準の条

例化をお願いをいたしておりますので、今後は市において、こちらの条例に従って整備を進めていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 議案第18号 工事請負契約の締結について、お聞きます。文化会館は不調に終わったということでありますが、勝浦中学校の体育館に関しては、予定価格に達しているということで、まずお聞きしたいのが、一般競争入札なんですが、入札の応募要件、資格要件、経審の点数は何点以上ではじいて、技術者の配置も当然ですし、過去の工事実績もそうだと思いますが、普通公共工事を入札する場合に、一般競争なんかですと、公共工事の工事実績を重視する。民間の工事の実績も、もちろんそれでもオーケーなんですが、市町村、都道府県、国の公共工事を請け負った実績というのも判断されるかと思いますが、この株式会社イズミ・コンストラクション千葉営業所に関して、千葉営業所という形になっていますので、恐らく本社が都内になろうかと思うんですが、この会社の過去の工事実績がどのような形で出してきているのか。それと、入札結果は、ホームページのほうで見れるんですけども、改めて何社申し込んで、辞退された会社が何社あったか、入札辞退といいますかね、何社いたのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。勝浦中学校の今回の工事請負契約の関係でございますけれども、まず1点目が、今回、制限付き一般競争入札を行いました。制限付きというのが一つの要件になるわけでありますけれども、その要件につきまして、まず一つが、県内に本店または支店、営業所がある企業で、経営事項審査の建築工事の総合評価点、いわゆるP点が1,100点以上、それが1点目であります。2つ目が、過去10年間、国または地方公共団体が発注をした学校の校舎、体育館で1,000平方メートル以上の新築、改築等、こういうものを元請として施工した実績がある。これが2点目であります。それから、3点目が1級建築士等の専任要件、最後に4点目、その他いろいろありますけれども、大きなものとして暴力団排除関係の要件、大きく言いますと、この4つであります。

それから、2点目が、今回受注したイズミ・コンストラクションの工事実績でありますけれども、最高裁判所の庁舎の関係の改修工事であるとか、東京大学の駒場校舎の45号館の改修工事であるとか、東京海洋大学の体育館の改築工事だとか、いろいろ公共工事を手がけておるということは確認をしております。

3点目の入札の結果でありますけれども、昨年、市長の提案理由の説明にもございますように、12月25日に制限付き一般競争入札の公告をいたしました。1月10日までの締め切りということで、9社から申し込みがありました。その9社が、先ほど申し上げました資格要件に当てはまるかどうかという審査をいたしまして、9社とも資格を満たすということで、1月17日に参加資格の決定、要件はありますよという通知決定を行いました。2月8日までに入札価格の提示をしてもらい、2月8日に開札を行うというスケジュールで入札を実施いたしました。その結果でありますけれども、今回、イズミ・コンストラクションほか一社、もう一社が入札予定価格内での入札価格の提示がございましたけれども、残り7社につきましては、辞退という結果になりました。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 9社申し込んで7社辞退、応札したのが2社で、そのうちの安いほうがイズミ・コンストラクションという形で落札者になったということでございます。率直に心配することが、国会の代表質問等でもありましたけれども、物価、資材高騰ですとか、そういうのがあって、被災地のほうの入札はほとんど不調とかいう形にもなってきてているということは、国会の論戦の中でも出てきているんですけども、勝浦市においても、市民文化会館が不調に終わった。幸いにも、勝浦中の体育館に関しましては落札者が出来て、議会の承認をいただいたら契約という形で着工という形になっていくかと思うんですけども、今後の経済状況とかによっては、またさらに今回の契約金ではおさまらなくなってくるような、例えば資材の高騰ですか、人件費とか、そうなったときにどうなのかというのを、率直に私は疑問とか心配している部分もあるので、速やかに竣工していただければ一番いいんですけども、そういう部分も、今後の状況の中では出てくるんじゃないかなということを危惧しているんですが、それについてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。議員、ご指摘のとおり、コンクリートから人へというような時期がございまして、公共工事が一どきにしほんだ時期が過去にございまして、なかなか公共工事をめぐるものがなかったという時代がありました。ところが今回いろいろ景気対策であるとか、あるいは東日本大震災の復興特需であるとか、いろいろあります。いずれにしても、工事の技能者が今不足をしている。また、物資、建設資材につきましてもなかなか一どきに公共工事が増えたということでありまして、増加傾向にある、単価が上がっているような傾向があるということは十分認識をしております。少なくとも今、この設計につきましては、市のほうでは専門の設計業者に委託をしているものでございますので、そういう要素を踏まえた工事価格であるというふうに、今の段階では認識しております。あとは、その結果、入札によって、議員、ご懸念のようなものも発生しないとも限りませんけれども、ある程度そういう要素は含んだ設計であるというふうに認識をしております。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 念のため、確認ですけれども、13から17の議案につきましては、市独自の項目の追加はないということであれば答弁要らないんですけども、一応確認をさせていただきたいのと、議案第18号の工事請負契約につきまして、質問させていただきます。この勝浦中学校の体育館の改築工事につきまして、この1社で一括工事の請負ということであろうかと思うんですけども、先日の（仮称）市民文化会館の入札に対しては、分離発注というようなことで、今後入札をされるという方針が示されておりますけども、私、この工事請負契約が、例えば市内の業者の雇用であるとか、あるいは市内業者を活用する余地があるのであれば、分離発注とかいろんな手法でやれる余地が、これはない工事なのか、市内業者を、市内の雇用や経済の循環を促す上で、こういった工事の発注を、できるだけ市内に向けるということ、これについてはできなかつたのかどうかというのをご説明いただきたいと思います。いろんな手法があるけれども、そういう手法がとれなかつたケースなのかどうかということですね。手法についても、どういう手法があるのか、私も余りよく承知していないものですから、そういうことも教えていただければと思いますが、このケースがどういうケースなのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。議案第13号から17号までの条例内容には、市独自の内容はございません。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。今回の勝浦中学校体育館の改築工事の関係で市内業者の発注がなぜできなかつたのかというような趣旨のご質問であるかと思いますが、まず1つが、ともかく期間を短くして、学校の体育に影響がないためには、なるべく短い期間での工期の設定が必要であること、それがまず1点です。それと2つ目が、やはり壊してその上に同じところに建てるわけでありますから、そういうものも含めますと、市内業者を使いたいところはあるんですけども、なかなかそういうものが工事の工程上難しいということで、今回、一括して制限付き一般競争入札に付した理由であります。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 常々市内業者への発注とか、工事が細分化すれば市内の業者に発注できる部分があれば、それを優先的に考えながら発注は考えているということで理解してよろしいでしょうか。この場合については、それが工期の問題とか同じ場所に建てなくちゃいけないとかという、そういった条件によって、そこまでの手立てがとれなかつたというふうに、今、理解しましたけれども、今後、こういった工事の発注について、市内業者へ仕事が回るように、十分心がけながらやっていくことなのかどうか、確認をさせてください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。公共工事と市内業者の関係でございますけれども、これまで文化会館も同様でございますけれども、市内業者でできるものは市内業者に発注をしたいということで準備はしてございます。また、これについては基本的に変わらないということでございます。ただ、今回、勝浦中学校の場合は、ちょっと特殊な要件があつて、市内業者を排除したという、排除といいますか、参入できないという結果になつたということでございます。ただ、発注に当たりましては、他の市町村におきましても、極力下請関係につきましては、市内業者を使うように要請という、あくまでも要請という形になります、であります、そういう一言をつけ加える予定であります。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは1点だけお伺いいたします。議案第13号から17号まで、全体についてですけれども、先ほどからの執行部のご答弁を聞いておりますと、この議案について、市独自の変更は特になといふ。その理由として、特段この地域独特の事情がないために、政令をそのまま変えずに勝浦市に当てはめているということでございましたけれども、この条例改正が、そもそもがこの地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために市独自の条例制定を促すというか変更する目的であったと思うんですけども、これは市の独自性を高めるある意味チャンスでもあったと思うんですが、この条例改正に当たって、府内でこの部分を少し変えてみようかといった検討というのがあったんでしょうか。もしそういう検討があったんであれば、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。ご質問の序内の検討でございますが、こちらは

してございません。なお、条例制定に当たりましては、千葉県また他市町村を参考にさせていただきましたが、千葉県に準じておるというようなことでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかには質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第13号ないし議案第17号、以上5件については建設経済常任委員会へ、議案第18号は総務常任委員会へそれぞれ付託いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号 平成25年度勝浦市一般会計予算、議案第20号 平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 平成25年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成25年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、議事の整理上、議案第19号 平成25年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。質疑に際しましては、事項別明細書のページ数をお示し願います。ページ数は22ページから51ページまでであります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 歳入ということで、全般でちょっとお聞きします。我々議員といいますか、議員側と執行部側と違うと思うのが、我々議員というのは歳出に目を向けがちで、よく言われる無駄の監視機能というか、無駄遣いをしないかとか、もっとこういうのに予算をつけろとかいうようなことにどうしても陥りがちなんんですけど、市長以下執行部というのは、いかに歳入を確保するのかというほうは、我々と立場が違うということで努力されているというふうには思うんですけども、私も過去の一般質問で提案をさせていただいたんですけども、税収というものは、やはり景気とか経済状況によって税収の落ち込みだとか増えたりというのもありますし、交付税ですか手数料、いろいろありますけれども、税外収入という部分に、一円でも多くということで、過去にも命名権、ネーミングライツの提案をさせていただきましたけれども、そういう意味で、市としまして、税外収入といいますか、その辺の部分に目を向けて、そういった歳入確保厳しい中で府内としてどのような検討がされ、今後どうしていくとしているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。税外収入の歳入の確保ということで、実は10月30日と31日にかけて歳入全般、それから歳出全般にわたって、今後いろいろ大きな事業を抱えておるので、歳入の確保いわゆる税外収入の確保、それから、かねてご提案がありました命名権等の部分につきましても、各課のほうに真剣に検討していただかなきゃならないだろうということで、2日間をかけて全課のヒアリングを実施いたしました。それもできることであれ

ば、新年度予算のほうに反映をしたいということだったんですけど、やはり期間的なものもありまして、反映されていないということでございますけれども、今後、25年度当初予算の執行に当たりましては、税外収入の歳入の確保につきましても、本格的に進めてまいりたいと思っております。また、歳出面におきましては、ちょっと話はずれますけれども、補助金等の検討委員会も設置をして、歳入歳出にわたる検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 財政課長からご答弁をいただきました。新年度予算の編成でいろいろ大変だったと思うんですけれども、財政課長だけのことではなくて、全課長、市長以下、いかに1円でも多く確保するか、これは大分前の話なんですけれども、僕がまだ議員になり立てのころの話で、同年代の若い職員と、今係長ぐらいになっていますけれども、普通のざっくばらんな話の中で、僕は市役所に入って、税金を使うだけは嫌だと。ほかの会社であれば1円でも多く稼ごうと思うのが普通の会社ですよね。僕も市役所に入って思ったんですけど、お金稼ぎは何でしゃいけないんでしょうかというような職員もいたんです。今も彼はいますけれども、お金を稼ぐという言い方は変ですけれども、1円でも多く歳入を確保するという形で、この前テレビでも、第2の夕張になるんじゃないかと言われている大阪府の泉佐野市、たしか市長は39歳の方でしたけれども、府内に危機プロジェクトチームをつくって1円でも多くというような形で、いろいろな対策をされていました。そういう意味で、財政課長はもちろん、基本、ベースになるんでしょうけれども、各課長あるいは職員全員が、そういう意識を持って取り組んでいただきたいということで、これについては市長もしくは副市長のほうから、私の指摘したことに対するお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいま佐藤議員からお話をありますて、この歳入確保というのは、我々も、また職員一同もこれは非常に大事なことというふうに考えております。この中で、例えば市税につきましては、滞納が若干ありますので、税金を滞納することは、まさに公平、納税の義務というのは非常に大事でありますので、これにつきましては、ぜひとも滞納をそのままにしておかないというようなことで、これは積極的に滞納整理等をやっていく。また、ある意味ではちょっと厳しくなるかもしれませんけれども、いろいろ差し押さえ、またその換価処分、こういうことも場合によっては踏み込んでやる必要があるだろうということで、税金につきましては、まず多くを確保するということです。

それ以外、今回も国庫支出金とか補助金等につきましては、特にハード関係は事業が非常に多いので、ここら辺につきましては、非常に額が増えておりますけれども、ただ、そういうものの以外も、単なる税収だけで歳出をうまくコントロールするんではなくて、先ほど言いました税外収入等でもいろんなメニューが転がっているんですよね。例えば車一つ確保するにも、単なる税収の中で車を買うというのもあれなんですけれども、それ以外でも例えば宝くじ資金があるとか、ほかにもいろいろなメニューがあって、車を買うという場合も、ほかにいろいろな財源が転がっているということで、こういうものをうまく拾い上げてうまく活用する必要がある。それからまた、ふるさと納税、こういうようなものも最近は随分ご協力いただいて、皆さん方は、この議案の中にもふるさと納税の寄附が非常に多くなっているということをお感じになられると思いますけれども、こういうことも積極的に確保するというのが必要だろうと。ふ

るさと納税は、この勝浦の市政、何となく元氣にするという場合に、応援団が多くあらわれるということでございまして、いい行政を展開すれば納税が増える、ふるさと納税が増えると思っております。税外収入につきましても、幅広く職員もインターネット等を通じていろんなところで、メニューが転がっていないかということを一生懸命、今やっているところです。私は言葉の表現は悪いけれども、なるべく人のふんどしでやれるものはやろうよということを、よく職員には話しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 市長からお話をいただきました。例えば車のお話もありましたけれども、以前にたしか環境防災課当時だったと思いますけれども、夢まるふあんどを使って、青パトのやつ、あれなんかもたしかそれを使っていると思いますし、例えば予算書の中に入っていますけど、資源物の売却代金なんか、昔はただのごみだったのが、今は分別することによって、それが資源になって市の収入になるということです。やはりどうしても我々歳出に目を向けがちなんんですけど、歳入についても、さまざまな研究をさせていただいて、そのときにはまた議会を通していろいろ提案もさせていただきたいということを申し上げまして終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 歳入全般から税収について、個人所得税に関して、私の見る範囲では、本年度は7億あるんですけど、今期も1,600万円近く落ちている。そして、ほとんどの税収が落ちる中、固定資産も11億近く毎年あったものの、今回は増えているんですね。この固定資産の増え方に関して、どういう中で予算組みをされてきているのか、固定資産も新築等の問題が年々減る中で、どういう根拠のもとにこの固定資産が前年度より増えているのか。年々償却の中でいかれたら、多少なり減ってきちゃうのかなと思うわけです。そういう中で、法人税は幾らでもないんですけど、確かにアベノミクスになり、今後、景気が浮揚し、金利が上がる中で、当然税収は上がるというのが國の方針だと思う中で、実際、固定資産だけがなぜここだけ上がっての本年度予算になっているのか。

もう一つは、株式とはゼロな問題がある、今、株価も相当上がっておりますけど、28ページ、地方交付税の1億、これが下がっている。今、前回の補正から考えても、この辺の下がりは何ですかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。固定資産税につきましては、本年度24年度が評価替えの年であったということで、23年度に比べたら大幅な減となったところでございます。この後、24年度、25年度、26年度までは、評価額が据え置きになりますので、増減なく推移するものというふうに考えております。なお、この固定資産税分の今年の前年比との増額分につきましては、一つの要因が、先ほど市長のほうからありましたように、滞納を極力減らすということで、徴収率が昨年度の率より若干頑張るということで上がっているものと、もう一点が、家屋分が増えるということになります。家屋につきましては、このところ建築ブームといいますか、景気の低迷から棟数は減っておるところでございますが、年間約50棟ないし60棟の新築が見られております。この分が古いものから置きかわるということで、評価額が上がることから上がります。また、新築されると、一般住宅ですと3年間税額が軽減されます。このため、3年過ぎた建物については当然本則課税となりまして、一般的には2分の1であったもの

が、本則ですから丸々かかるというようなことで、そういうものの見込んで固定資産税の家屋分については上がるような傾向にあるということでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。地方交付税、具体的には、普通交付税の1億円の減額の理由であります。今回の国のほうの通知を見ますと、平成25年度につきましては、平成24年度とほぼ同水準に確保するんだという文書ございますけれども、総体としての地方交付税の予算が17兆624億ということで、前年度から3,921億、約4,000億円減、率で2.2%の減ということでございます。したがって、そういう状況を踏まえた予算編成が必要であるというのがまず一つあります。2.2%国の予算が減額になっておる、地方交付税に対しての分がです。それと、もう一つ、個別に勝浦市の実績から見ますと、24年度当初予算で、実は22億、普通交付税を見ました。ところが、12月補正予算で3,500万円ほど減額をせざるを得なかつたと。したがいまして、21億6,500万円が24年度の実績でありますので、前年度の実績等を加味しますと、やはり21億程度が限度であるということで1億円減額したものであります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 財政課長の答弁はよくわかりました。税務課長、実際固定資産税、50棟を見込みながら、確かに新築税を軽減されている面もある中で、確かにこの徴収率を上げることによって、1,700万円近いものを固定資産税を上げている、ちょっと私にもどうも理解できない面がある。そうしたら個人税、法人税は会社も少ない中で、この辺の徴収率が上がる中で、この辺のマイナスが多く固定資産だけがなぜここまで上がってきているか。当然、私も仕事柄、確認申請の建設課長のデータでもあるように、新築物件の確認申請は減ってきている話はあるわけですよ。そして、評価替えは据え置きだというものの中で、この辺の根拠をもう少し予算組みに当たって正確なものを、正確にそちらは答えていらっしゃるんですけど、もう少しわかる意味でお願いできぬいか。どうも納得いかないんですよ、言っていることが私には理解できない面があるんですけどね。なぜかというと、固定資産が前年比に対して落ち、またその前の固定資産から前年、その前の年の固定資産よりも落ちているわけだと思うんです。23年度は見てないんですけど、そうした中で、今年度、なぜここに固定資産が上がってきたか。徴収率を上げようと、その努力はわかります。これがいきなりここになっちゃうのって、考えづらい面があるので、もう一度その辺ご説明願いたい。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。固定資産税につきましては、先ほど申し上げましたとおり、23年度から24年度には評価替えを行いました。このため、23年度予算書を見ますと、6,500万円という大きな減額になっておるところでございます。これは家屋の経年減点といいますか評価の見直しのたびに下がるもののが主な理由ですけれども、そういうことで24年度、評価替えを行った年でございますので、この後、先ほど申し上げましたとおり、24、25、26の中では大きな評価額の移動はございませんので、この中で、先ほど申し上げました徴収率で24年度と比べますと0.8ポイントほど頑張るようなことで率が上がっております。これによる影響額がおよそ850万円程度増えるというものが一つあります。そのほかにつきましては、先ほど申し上げました、昨年度建てられました50ないし60棟程度の新築家屋に対する新たな課税分が上乗せされまして、ここにありますとおり、これは議員ご指摘の1,700万円というのは滞納繰越分も含

んでということですけれども、約1,000万円ほどの増になるというように考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 最初からこういう説明をいただきたい。今も課長言われたように、徴収率の話がどこに行っちゃうのよという問題が、確かに自分で言いながらわからうかと思うんですけど、60棟見込みながら850万円の0.8ポイントを上げる話の中で、1,700万円近いんだと。じゃあ、その徴収率はどこにどのように予算組みまたは想定しながらやっているのかという予算組みを説明願いたいと思うんですよ。例えば徴収率、先ほど市長言うように、市長の話の中で競売等も言われていますが、徴収率がここに幾らぐらい上がってきてているのよと。どこを努力されているのか。なぜかと言ったら、個人所得のほうの徴収率あるいは5年で、先ほど0.8ポイントで850万の話は言っているんですけどね、24年度分の。上がる話の中でね。だから市民税のほうがどのくらいこの辺で徴収率を上げてきて、この辺のマイナス数値が消すことができるのという話です。そういう中で、努力されている面はわかるんですけど、もう少し、ここまでこうしているんだよという数字をお願いできないかと。個人所得あるいは固定資産の中でね。前段者が言うように、役所はサービス業といろんな面で税収を上げていく面、あろうかと思うんですけど、確かに徴収率というのは、滞納者が多い。まして勝浦の場合は市税全部踏まえても7億程度の話じゃない。非常に厳しい税収ですよ。その中で徴収も払えない人、払える人でも払わないとか、いろんな問題はあるんでしょうけど、この辺をしっかりと見据えた予算づくりが必要ではないかと思うわけです。先ほどの地方交付税について、本当によくわかりましたよ。もう少し理解できる話の中で、課長、個人所得と固定資産、ご説明をお願いできればなど。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。徴収率につきましては、昨年度の96.4%という目標から上方修正して97.6%ということで今年は見込んでおります。仮に0.8ポイントの去年と同じ徴収率で見込んだ場合につきましては、ここに掲げてあります予算から先ほど申し上げましたとおり、850万円ほど予算自体が減ることになります。こうしたことで、さらに税収が落ち込むということになります。いわゆる税収の落ち込み分のカバーを徴収のほうで頑張ってもらって回収するというような今回の予算の見方でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） それでは、歳入、2点の質問です。内容の確認が2点ですので、ご説明いただければというふうに思いますが、まず、41ページの商工費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金、これは説明にありますように、衛生費のほうで出ている勝浦市の豊かな自然を確かめる事業ということでございますので、衛生費というところで出てきている関係がありますので、この段階で少し内容を確認しておきたいということもありますので、ご説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、49ページの雑入の中に衛生費雑入というのがありますて、再商品化合理化拠出金という名目の勘定が出てきておりまして、余り見なれないような形でございますので、内容の説明、どういった内容でどこからどういうふうな形で入ってきているのか、拠出されているのかということのご説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田觀光商工課長。

○觀光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。緊急雇用創出事業の4,000万の事業内容ということですけれども、事業内容につきましては、生活環境課が行います勝浦の豊かな自然を確かめる事業ということで、本市の豊かな自然環境を保全するための戦略を考えていく上で、現状を詳しく把握しておくことは必要であるということで、このため、新規雇用者による環境指標種調査及び既存資料調査等を市域全体を対象に行い、自然環境にかかる基礎資料を得ることを目的といたしまして、この事業を行うということでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。49ページ、3衛生費雜入の再商品化合理化拠出金でございますけれども、これにつきましては、プラスチック製容器包装というものを資源として売っております。これを商品化されたものの売り上げの割合が、今回237万4,000円ということで見込んで計上させていただいております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） そうすると、觀光商工費で出ている最初の質問に関しての、実施の主体が、今度実施段階では生活環境課になるということですね。その内容に関しましては、いろいろ調査が主というような形で、何か組織的なものをつくったり、そういうことがあるのか、もうちょっと具体的に、歳出のほうでもまた質問が出てくるかもしれません、簡単にその辺だけ結構ですから、ご説明をいただければと思います。

それと、2つ目の合理化の拠出金に関してですけど、プラスチックの製品の商品化ということですから、その辺をもう一度、うまく表現していただければ、どういう形のものなのかというのを改めてご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。初めに緊急雇用のほうの勝浦の豊かな自然を確かめる事業の内容でございます。これにつきましては、勝浦市の豊かな自然環境を今後保全していくために、いろいろ戦略を練っていく上で、現在の自然の環境状況を詳しく把握しておくことが必要であるというふうに考えております。このために、新規雇用者を指導しまして、環境指標種調査的な、環境指標種調査というのは、一般的にタンポポですか、螢とかが生息しているというところを一般の人たちがよく情報を提供してくれる調査があるんですけども、そのようなものに似たような形で調査をしていくということで、市全体の自然環境を調査していきたいと考えています。内容的には、まず、環境指標種等調査の結果をデータの整理いたします。また、環境指標種の現地調査結果及び既存資料の調査結果をパソコン等に入力をしていきます。あと、現地調査といたしましては、主に新規採用者によります勝浦市域の植物ですか生物等につきまして、現地のほうに入りまして調査を進めていきたいと思っております。

また、加えまして、河川の水量調査のほうもあわせて、これは省水力発電の可能性を探るということでやっていきたいと思っているんですけども、その調査も行っていきたいと考えております。

あと、再商品化の合理化拠出金の詳細ということですけども、一般的にそういう容器包装のプラスチックの関係でよくワイシャツですか、そういう製品をつくられているものがございます。そのワイシャツとかをつくられて、売り上げに結びつけるんですけども、それが配当と

して市のほうに入ってくるというものですございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） わかりました。ちなみに最初の質問の自然のほうですけども、雇用者は何名ぐらいか、ある程度人数が出ていれば、それをお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、失業者的人件費でございますけども、これには、現地の調査員Aといたしまして1名です。あとパソコン等に入力する者を1名、現地調査員をBといたしまして6名、あと、入力等の要員Bといたしまして1名でございます。合計9名でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 2点ほどお伺いします。まず、1点目は、ちょうど1年前に同じような質問をさせていただいたんですが、市税のうちの軽自動車税についてですが、軽自動車税、特に50ccのバイクナンバーについて、要は勝浦市武道大学生の足というか50ccが非常に多く走っています。それを見ると、やはり勝浦市外ナンバーが非常に多い。昨年、質問したときには、約4割強がそういうナンバーであるという調査をしたということなんですが、そのときに、私は、オリジナルナンバー、勝浦市独自のナンバーを作成して、勝浦市外のナンバーから取りかえてもらって勝浦市に納付していただけたらいいんじゃないかという趣旨の質問をしたところ、現在のところ在庫があるからやらないと、昨年度は考えていないと。そのかわり武道大学のオリエンテーリングとかそういうときに説明しますという答弁だったと思いますが、平成24年の武道大学との話の中で、どういう話をされて、どういう結果が得られているのかということをまず第1点、お聞きしたいと思います。

それとともに、在庫の件でそういう答弁があったので、現在、在庫があと何年分ぐらいあるのか。同時に、歳出のほうで今年55周年記念事業ということで、若干の予算が上がっておりまます。そういう中において、55周年の記念ということのオリジナルナンバーをつくるなりのことも考えられるんじゃないかなと思いますが、近隣では御宿町、また一宮町が昨年度から決めていますし、今回市制施行した大網白里町も市制施行記念ということで大網白里町の独自のナンバーをつくっているという報道がありました。これらはやはり市税歳入の確保、たかが1台1,000円かもしれません、その数を、市内で主に乗っているんであれば変えさせていくということが必要かと思いますので、その辺について、昨年に続いてですが、お答えをいただきたいと思います。

それと、もう一点なんですが、雑入の49ページ、有料広告掲載料57万4,000円、勝浦広報で1万円の7件の7万円、それと、市のホームページで月6,000円の7件の50万4,000円という数字が雑入の予算として上がっております。市のホームページを見ても、いつも2コマ、バナー広告募集がずっと出ているんですね。それと、勝浦広報については、いろんな意見があると思いますが、今、歳出に絡むので、歳出の部分は申しませんけど、月2回発行されていて、それがいいのか悪いのかと言えば、市の広報紙ですので、市の情報を多く届けるためには2回発行もこれはいいと思いますが、歳出の面と比較して、これがどうなんだという意見は結構あるんですね。ただ、勝浦は、そういう面では2週に一遍、周知をするために広報を出しているということで、それを私は、今回はどうのこうの申しませんけど、であれば、1回目のほうに出す

のは結構厚めの広報で、2回目は大体4ページぐらいの広報なんで、できたらそこに、掲載料をもっと安くして、1ページぐらい全部広告ページか何かにして、その掲載料を半分なり極力安くした上で、市内の業者さんなり、市外の業者さんが載せられるようなことも考えていいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。以前にご指摘いただきましたとおり、私のほうも24年度の対応としましては、入学された生徒に対しては1年遅くなるということもありまして、1月に学生アパートの組合というんですか、学生宿舎の宿舎組合に名前を連ねられている80名といいますか、80件ほどの家主の方を訪問しまして、新たな学生、また今いる学生の中で市外ナンバーをついている方についてのお願いのチラシを、生徒に配っていただけるようにお願いしてきたところでございます。ここに来て、二、三日前もちょっと見たんですけども、和光市とか岡山市とか市外ナンバーの生徒さんが取りかえに来てくれたというようなこともありますので、その辺は効果が見え始めているのではないかというふうに思っております。また、ナンバーの在庫につきましては、3桁のナンバーで今50音順になっておりますけれども、使い切るにはもう1年ちょっとぐらいの在庫はあるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。この有料広告に関しましては、多分導入されて7年ほどたつのではないかという形では考えます。今まで、私の記憶の中では、広告料が高いからやめますというお話はちょっと聞いてはおりませんが、議員ご指摘のように、詳細な分析まで行つておりませんので、安くすることによって掲載が可能になって、それが収入につながるということをもう少し検証させていただいて、金額等につきましては、今後また考慮していくたい、そのように考えます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 答弁漏れがあります。オリジナルナンバーの55周年記念事業で。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） 費用対効果という面もありますので、55周年事業に絡めての新たなご当地ナンバーという考えは今のところ持っておりません。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 広告のほうはわかりました。今、課長はナンバーを考えることはないと言うんですが、私は、これをやることは絶対損しないと思うんですよ。ナンバー1枚つくるのに幾らかかるかわかりませんけど、武道大学の生徒ばかりじゃないですよ、ですから武道大学生、逆に言ったら、ふるさと納税しちゃっているような、地元に払っていますから、そうじゃなくて、やっぱり勝浦で乗るなら勝浦のナンバーをどうしてもつけてもらう、そのための手段として、オリジナルナンバーをつくったらどうですかということなんで、その辺、税務課長はそういうふうに言っていますけど、検討する余地もあるんじゃないかなと。来年度は特にそういういい機会でもないかなと思うんですが、副市長あたりに答えていただければお願いをしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えします。発端は、国際武道大学の学生でナンバーが市外のナンバーが非常に多いと。確かにそれはおっしゃるとおりでして、先ほど税務課長が言われましたように、学生宿舎にお願いしていますし、たしか今年、住民基本台帳の登録をする通知と合わせて、勝浦市のナンバーにしていただきたいということで、入学前の学生の通知文書の中でも通知文に入れているはずです。ご当地ナンバーは御宿でもやっておりますけども、税収を得るためにご当地ナンバーにすれば必ずというか大抵の方が勝浦市のナンバーにしてくれるかどうかというのは、ちょっとそれは費用対効果の問題で疑問は出てくるとは思います。必ずご当地ナンバーにしたから税収が上がるとか、これは多少はあるかもしれませんけど、費用対効果の問題です。こういう問題につきましては、現在、在庫もありますので、今後検討していきたいと考えます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 45ページの財政調整基金繰入金4億1,834万円についてお伺いします。その前提として、定例会初日に議決しております24年度補正予算11億の繰越明許費を含む総額23億円の繰越明許費の事業、これが補正予算において、新年度予算と合わせて今年度遂行されていく事業ですので、今回、当初予算に含まれなかったわけすけども、給食センターの事業費が、仮にここの中に入ってきた場合においては、相当様相が歳入歳出、変わることになろうかと思うんですけども、幸いそういった国の非常に有利な条件のもとで補正予算の中に23億の事業が繰り込まれている。そして、その事業の遂行に当たっては、今回、財政調整基金の繰り入れをプラス、額を引き上げるような形で引き上げる要因にはなっていないんじゃないかなと思うんですけど、そういう点を含めて、ご説明をお願いしたいと思いますが、これは歳出との関係もあるわけで、歳出のほうで今年度の予算が後の審議になりますけど、10億の（仮称）市民文化会館の建設費が計上されているということが、この財政調整基金4億何がしの繰り入れをする最大の要因になっているんじゃないかと思うんですけども、何ゆえこの額かということと、そして、24年度補正予算で、23億の繰越明許費として有利な条件で大幅に今年度に繰り越された事業、これとの関係も含めて、この額の4億何がしの額というのが、なぜこの額なのかをご説明いただきたいということです。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回、財政調整基金の繰入金、いわゆる基金の取り崩しで4億1,834万9,000円計上させていただきました。この主な理由でございますけれども、まず歳入面で、先ほどもちょっとお話をいたしましたけども、地方交付税で1億円ちょうど減収であります。それと、繰越金で対前年度から見ますと2,000万円繰越額が少ない。それから、地方消費税交付金、これも大分景気が持ち直しておりますので、地方消費税についても、若干増加する要因はあるんですけども、今の段階では、まだわかりませんので、前年度の実績をもとからしますと3,400万円ほど前年度より低目に見なければならない。しかもまた、臨時財政対策債の発行額も、どうも4,000万円ぐらい減らさないといけないだろう。そうしますと、歳入で1億9,400万円、約2億円、対前年度当初予算よりも減収が見込まれるというものでございます。

それともう一つは、今、歳入の審議でございますけれども、歳出の部分で、今、文化会館のお話が出ましたけれども、文化会館の一般財源は3,100万円でございます。したがって、そう大

きな額ではないというふうに私どもは思っております。ほかは国庫補助であり、起債でありますけれども、一般財源ベースでは3,100万円でございます。それよりもむしろ今、高齢化の中で、社会保障関係経費が相当伸びておることが歳出の増加の一番の要因ではなかろうかというふうに、私は思っております。具体的に申し上げますと、介護保険特別会計への繰出金であるとか、あるいは後期高齢者医療会計への繰出金、こういうものが毎年度増えておりまして、国あるいは県の負担金、補助の部分を除いても、この2つだけで約4,000万円近く今年度歳出が伸びております。そういう要因がありまして、今回4億円ほど財政調整基金を取り崩したというものであります。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 歳入が減っているということなんですけど、歳入全体の予算規模は24年度予算よりも10億円増加して、13.5%の増でありますので、やはり大幅な規模の予算が含まれていると思うんですよね。それはなぜかといえば、歳出のほうでも10億円を上回る歳出が予定されているからであって、その主なものが市民文化会館の建設事業費だということだろうと思うんです。確かに一般財源としては、3,000万円ほどの予算計上ではありますけれども、全体として、総額10億円の事業費を、全体の中で歳入歳出、調整しながらこのような額になったんではないかと思うんです。

もう一点お聞きすることにも答えていただければと思いますが、23億の繰越明許費として繰り越されている今の事業のほうは、今回の財政調整基金が4億何がしを計上するに至る、その額を高める要因にはなっていないんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことはしっかりと答えていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。24年度から25年度に繰り越される23億の事業につきましては、財源とセットで翌年度に繰り越しになりますので、今回の予算の中の財政調整基金の取り崩しとは関係ございません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって一般会計予算歳入の質疑を終結いたします。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、一般会計予算歳出の全般の質疑を行います。質疑に際しましては事項別明細書のページ数をお示し願います。ページ数は52ページから279ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 謙君） 私のほうから3点ほどお聞きいたします。75ページ、総務管理費、JR東日本外房線複線化促進事業と77ページ産官学連携事業、それと、これは関連質問になるんですが、教育費のほうから238ページと中学校費の244ページ、これは両方とも本年度予算計上されておりませんけれども、繰越明許費の中の体育館の耐震補強及び大規模改修事業の関連質

間をさせていただきます。まず、外房線複線化事業負担金ですが、これは毎年毎年計上されておるんですが、実際の話、外房線複線化、目に見える形で、見えれば別に質問するつもりはないんですが、どうもこの複線化に関しては、先の見通しがどうなのか、それをお聞きしたいなと思います。

次に、産官学連携事業であります。これは説明の中で千葉商科大学経済研究所内に設置された中小企業研究支援機構との連携事業ということで、内容は大体わかるんでありますが、千葉商科大学経済研究所内に設立されたこの研究所と連携をするに至った理由であります、それをお聞きしたいと思います。

最後に、体育館の耐震工事のほうであります、繰越明許費の初日のほうでもいろいろ同僚議員のほうから質問がありまして、私はちょっと変わったところでお聞きしたいのですが、建物の耐震化という部分については、私は了解しております。ただ、体育館に関して、構造体の耐震化と比べて、天井とか、バスケットボールのコートとか、照明とか、そういういったものに関して、これの耐震化という調査はしているのかどうなのか、これをお聞きしたいと思います。昨年9月、文科省のほうから配信された通知を私、持っているんですが、公立学校施設における屋内運動場の天井等について、平成25年度中に学校施設者が責任を持って総点検を完了させると出ているんです。25年度中には必ずこれはやらなくちゃいけない。にもかかわらず、予算計上にはこれはされてない。例えば、学校の先生が個々に見るから予算は計上しないんだということであれば別にいいんですけども、耐震ですから、それなりの専門業者が見なくては、素人ではわからない点もあるかと思うんです。なぜこの25年度までにやらなくちゃいけないといった事業に関して、予算として載っていないのか、それをお聞きしたいと思います。以上であります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、外房線関連でございますが、これは議員、ご承知のとおり、冒頭にもお話をございましたように、過去の複線化に関する夷隅広域が借りました起債の元利償還金に対します勝浦市負担分でございます。それで、今後の複線化の見通しということでございますが、複線化につきましては、当市また関連関係市町とともにJRのほうに要望を出し続けておる状況にございますけれども、その際のJRのほうの回答の中におきましては、現況においては、これ以上の外房線に係る複線化は非常に難しいと、それは要するに資金面という形で、私のほうは捉えております。また、全部がもし複線化になったとしても、極端な時間短縮というのは、やはりある程度限界がありますので、そういうものから判断をして難しいというようなお話をございました。

次に、産官学連携の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど議員おっしゃったように、財政課長の補足説明の際にちょっと触れておったと思いますが、これにつきましては、新たに千葉商科大学の経済研究所の中に中小企業研究支援機構という新たな機構が設けられまして、この機構につきましては、経済産業省の関東経済産業局の一つの支援機関として登録をされているということで、昨年活動を始めたということで、その活動の一つの中にまちおこしであるとか、地域資源の掘り起こしであるとか、そういう事業も新たに加わって、今後県内関係者と共同でやっていきたいということで、特にこの関係においては、経済産業省の関係もあるんでしょうけど、この支援機構の開会に当たってのセレモニーというんでしょうか、

それには県の商工労働部関係の職員関係も大分出席をされていて、今後の千葉県の発展について、非常にかかわっていくようなことも聞いております。そこで、多分千葉商科大学とすれば、そういう県内各市町村また関係団体等の中でまちおこしについて、本市は積極的に事業展開をこれからしていこうというような形でおりましたので、私のほうとすると、そういう状況を加味して、千葉商科のほうから勝浦市についてお話を来たというような形で、私は認識をしております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。学校等における天井材等の構造物の耐震の調査のご質問でございますが、これにつきましては、現在進んでおります学校、体育館、または校舎等の耐震改修を実施する施設につきましては、議員ご指摘ございました天井あるいは照明、それからつり下げ型のバスケット等、落下防止等については、措置を十分にしてございます。ただ、この調査につきましては、ご指摘のとおり、我々は専門家ではございませんので、天井等また照明も含めまして、教室等の落下物、構造上落下しないかどうか、専門家を含めて、今後調査をしていくということについては、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございました。外房線のほうは了解いたしました。

千葉商科大学経済学研究所内にある支援機構との連携も大体話はわかつたんですが、これは経産省のほうでやっている事業に勝浦市のほうでも参加するという形なんだろうなと思います。事業概要についても、説明の中にある載っておりますので、読めばわかるんですが、勝浦市としても、今まで、当然今回も載っております地域力創造アドバイザーとか、市民提案型まちづくり事業とか、そういったもろもろが載っているんですけども、それとの兼ね合い性は一体どういう形に、全く違うものなのか、その兼ね合い性というのは、私にはちょっとわからないんですが、その点、説明をいただきたいと思います。

それと、学校のほうは、耐震化工事をやってあるということですが、耐震化工事をやっていない清海小学校の体育館だとか、そういうところは一体どうするのか、そういう点でもちょっと心配なところであります。皆さんも既にご承知ですし、今さらここで言う必要もないんですけども、この間の震災のときに、東京都千代田区の九段会館、震災当日にたまたま専門学校の卒業式が開かれて、耐震ができている建物ということであります、九段会館とかはね。その中でもやはり天井が崩落して、死者2名と負傷者を26名招いたということです。国交省のほうでそれを踏まえての今回新たな基準が検討されたということも伺いました。でありますから、今耐震工事としてやっている小中学校ばかりじゃなくて、ほかの郁文だとか清海小学校だとか、そういうところも含めて安全・安心のための点検をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。私の説明が悪かったのかもしれません、中小企業研究支援機構につきましては、経産省と当然かかわりがあって、経済産業省のそういう中小企業の支援機構として登録を受けているということで、経産省の事業の一つのライン上にあるということですが、直接かかわりまでは、私、そこまでは調べておりませんので、もし私の答弁が悪かったら誤解を与えた部分があるかもしれません。大変申しわけありません。

あと、関連性でございますけれども、やはりそれぞれ勝浦市が求めるまちおこしに対します、それぞれのツールの一つずつであろうという形では、私のほうは捉えております。現在、企画課のほうで所管をしております、また今回議案のほうでも出させていただいておりますけれども、地域おこし協力隊、また外部人材の活用ということで、地域力創造アドバイザー、これは総務省のほうの所管事業でございまして、総務省が持っております外部人材の活用の4つのうちの2つでございます。あと2つございますけれども、総務省のほうは、それぞれの事業について、それがお互い補完をし合って、一つのいい方向を見つけてほしいというような形で、基本的には総務省関連の事業というのは、一つずつ成り立つというよりも、お互いが関連し合って助け合って、ベクトルというんでしょうか、その方向性を見出していってもらいたいというような説明を受けておりますので、したがいまして、私のほうで今現在所管をしております地域おこし協力隊と外部人材の活用の地域力創造アドバイザーについては、お互いが補完をし合って目指すべき方向に見ていくという形になります。

また、今回の産官学の関係でございますけれども、現在は、観光商工課のほうでKAPPYビジターセンターのほうでも新たな取り組みということで体験的なメニューであるとか、そのほかの、なるべく勝浦で長く滞在していただくようなメニュー開発というのは多分されている最中であろうと思いますが、この産官学連携におきましても、基本的には商業ですね、商業関係と観光関係をもう一度課題を掘り下げて、それによって、さらに勝浦の今後の発展する上において、どういう手法もしくはどういう方法をとったらいいのかということで、これは逆にある分野に特化したものではございますけれども、冒頭にも申し上げましたように、やはり勝浦のまちおこしに対するそれぞれのツールの一つということで、それが目指すべき方向はみんな一緒なんであろうとは思っておりますが、その手法というかやり方、そういうものにおいての若干その辺の違いがあるということになりますけれども、お互い関連する部分もありますので、必ずしもその事業自体が単独で成り立っているわけではありません。多分今後、これを認められて、産官学連携ということで、事業を行う上におきましては、当然に企画課のほうだけではなく観光商工課、また農林水産課、また基盤関係においては、都市建設課、こういう関係各課のほうも、結果的に一つとなって事業を進めていくという形になろうということを考えています。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 丁寧なお答えいただきまして、ありがとうございます。わかりました。実はこの説明書の中で1点気になるところがありまして、通信運搬料の32万7,000円ですが、郵便料ということで住民意識調査費用ということで1,500件、無作為に抽出、ランダムに抽出して、それを送って、及び開始にかかる郵便料ということで、ランダムに1,500を出して、回収をどのくらいで見込んでいるのか、要は、勝浦市というのは高齢者の方が多いです。若い人は少ないです。その中で1,500人、考えてみれば1,500件といったほうがいいのかもしれませんけれども、一体回収方法をどういうふうな回収、ただ単に往復はがきでやるだけの話なのか、それで回収できれば一番いいんですけども、私はそれでは回収はなかなか難しいだろうなと思います。そういう回収方法は一体どういうふうに考えているのかというのをお聞きして、3回目を終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。予算措置上におきますれば、返信用の封筒を同封いたしまして、それによる回収を想定をいたしております。回収率は50%ということで予算のほうは措置をさせていただいております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） それでは、歳出、3点、当初予算案の概要がありまして、その3ページに勝浦市の予算編成方針の説明というのがあるわけですが、その中段から下ぐらいにいろいろ文章がありまして、「財政調整基金は年々減少していき、平成28年度にはほぼ底をつくことが危惧されるところです」というような表現があつて、非常に財政が厳しい見通しが示されているわけです。こここのテーマとは直接関係ありませんけど、28年ごろは、水道のプランでも、水道料金値上げがどうのこうのというような時期とも合ってくるんで、そのころになってくると、いろんな意味でお金が厳しくなってくるということも予想されるんですけども、直接的な質問というよりも一つの問題提起は、我々にこれで十分伝わるわけなんですかけれども、今後、税収の増加が見込めず、国の借金も増えて、交付金も増えないという中で、財政課長いろいろ答弁されておりますけれども、この辺を見て、今後の見解について、一言、ご見解をいただければというふうに思いますので、質問の前に一言申し上げたいと思います。

それで、歳出のほうに入りますが、今の根本議員の質問とちょっと重なるところがあります。地域力創造アドバイザー事業、75ページ報償費200万円です。これは今年で4年目の事業だと思います。去年は340万円の予算計上、今年が200万円に減りました。今のご説明ですと、地域おこし協力隊ということで、定住促進協議会との絡みの中で25年度もやっていくということが、今の課長のお話でわかりましたが、どのような方、今までと同じ方を雇っていかれるのか、また全然別な方を招かれるのか。それから、目的はある程度わかりましたが、予算削減していく理由をご説明いただきたいと思います。これが1つ目です。

それから、産官学連携事業のほうです。これは細かい質問で申しわけないんですが、説明文の中に、総合活性化というような表現があります。勝浦市総合活性化調査事業、補助金上の名目の名前なのかもしれないですが、そうであればそのようにご説明いただければいいんですけども、いわゆる総合活性化ということと、その上のほうに「中心市街地活性化対策を確立し」というような表現もあります。中心市街地活性化対策を確立しということがある、これはどういう意味なのかなというのが、いま一つ理解できなかったので、その辺、細かくて申しわけないんですけども、ご説明をいただければというふうに思います。

そして、3つ目、これが最後です。223ページ消防費の災害対策費、先日もちよつと話題になりましたが、備蓄事業です。これは新戸の防災備蓄センターの備蓄分というふうに考えるわけですが、消耗品として非常用食糧、水、その他非常用備品購入費として別に400万円ありますが、「等」というのがありますが、「等」の部分は、そういったもののほかにどういったものを備蓄されようとしているのか、これについてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。お配りしました当初予算案の平成25年度の概要版のちょうど3ページの中段に、ご質問ありました「財政調整基金は年々減少していき、平成28年度にはほぼ底をつくことが危惧される」という表現でございますが、これを策定した段階では、先ほど来お話ししております給食センター初め、大型の公共工事を24年度の3月補正に

計上して云々というのは、全くその段階では見えていませんでした。したがって、給食センターだとか、大型公共工事を今後どんどん進めていく、それともう一つ、財政担当課としますと、ちょうど三位一体のころの非常に厳しい地方交付税とか、そういうものを絶えず想定をした財政運営というものが、中に頭にありますので、大変厳しい表現になっております。ただ、このぐらいな気概を持って、皆さん方も歳出予算とかそういうものをより精査してもらいたいという願望もありますし、こういう表現になったものであります。ただ、先ほど来申し上げておりますように、給食センター初め、ある程度のものが前倒しになり、今年度の財政負担が少なくなっていることが見えておりますので、これはあくまでも去年の10月段階での見通しということでご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（丸 昭君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。まず、創造力アドバイザー事業でございますけれども、お願いする方は、今までと同様の中島氏でございます。今年で3年目ということになります。そして、予算額の削減理由でございますけれども、この事業、また地域おこし協力隊事業も同様でございますけれども、本市の自己財源をいかに出さずにまちおこしができるかということで、特別交付税の措置の制度を活用した事業ということで、私たちはこの事業を遂行いたしております。その総務省の地方特別交付税の一つの配分といたしまして、3年事業という枠の中で、1年目が、これは財政力によって金額は違うんですが、勝浦の場合、全国平均以下でございますので、初年度が560万円以下のものについては560万円まで払います。2年目が350万円、3年目が210万円でございます。そこで、私たちは3年目でございますので、200万円の範囲内で事業が実施できれば、丸々特別交付税の配分額に入るということで、予算のほうは200万円ということで出させていただきました。

次に、産官学連携の関係でございますが、地域総合活性化ということで、議員おっしゃったように、確かにそのような名称の事業で掲載はさせていただいております。実は、千葉商科大学の支援機構などでございますが、事業そのものはＩＣＴからスポーツ関係、環境関係、実は非常に項目が幅広いという状況にございます。したがいまして、これらを総称して、先ほどの名称を私たちは用いております。しかし、今回、私たちは千葉市商科大学のほうと共同でやっていこうという分野がまちづくりと商工関係、観光関係の事業ということで、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。災害用物資等の備蓄事業、予算計上額が473万5,000円ということでございます。予算書に明記してあるとおり、消耗品費が73万1,000円、あと災害用備品購入費400万円ということになっております。消耗品のほうですけれども、非常用の食糧ですか、保存水、これを購入するための経費でございます。災害用の備品購入につきましては、当然、今度新戸地先に防災備蓄センター、仮称ですけど予定しております。それらへの備蓄を主に防災セットであるとか、移動かまど、パック毛布、災害用オストメイト専用トイレ、避難所用の間仕切り、避難所用の簡易ベッド、さらに発電機等を400万円で備蓄の予定でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 財政課長、ありがとうございました。そういう状況だということの認識を、

我々にもしてほしいという、当時、10月時点でのお話をということなんですけれども、そうだと思います。28年ということになりますと、執行部の皆さんもそうですけど、我々もそうですけど、こここの、今、話している方、その時点でここに座っておられる方というのは、恐らく半分以下な時なんですね。だから、今、我々も予算をつくっているときに、それだけ責任を持って、次の世代のためにということなんだろうというふうに理解をさせていただきましたので、十分わかりました。

それで、地域力創造アドバイザー報償費に関しては200万円、そういうことであればやむを得ないということで、来る回数等々の作業が減っていくんだろうなというふうに思いますが、これに関してもやむを得ないかなというふうに思うんですが、産官学連携事業のおおよそのことはわかりました。私、さっき一言申し上げた中心市街地活性化対策って、何これというのがありますし、また中心市街地なのというのがありますし、本来こういうのは全市的な事業なんでしょうという意味合いが多分にありますし、ここにわざわざこういう表現がなくても、立派に今言った商業と観光の課題の掘り下げはできるでしょうということなんです。だから、その辺が改めてこうやって入っていると、中心市街地ってどこなんですかというところから、また細かく質問したくなっちゃうような内容になるわけです。そこまでの質問はしませんが、その辺をもう少し細かく、優しく丁寧にもう一度説明をしていただければなと思いますのでお願ひします。

それから、223ページのほうです。災害備蓄倉庫に関する予算とかわかりました。ただ、400万円の予算なので、全てが全てというわけにいかないので、よくよくある大人用の紙おむつだとか尿とりパッドだとか、身体障害者のトイレとか言ってしまえば切りがないものがあって、ガソリンだオイルだ、何とかとなってくると、とてもじゃないけど、予算足りないよということなんだと思いますが、せっかくセンターという名前のものが出てくるんで、そのセンターって、どんなふうなものが入ってくるのかなというのが、興味がありました。それで、ご説明いただいたとおりなんですが、それはこれから徐々にそろえていただくとして、一つお願ひがあるのは、我々市民は、調べればわかると思うんです、ただ、何か災害があったときに、どこに備蓄倉庫があって、何が収納されているかというのがわからない。前回の3.11のときも、興津中学校に逃げたときに、毛布は出してくれました。興津中学校にあるから。えっ、ここは食糧はないのとみんなが言っていた。食糧はないらしいよという話なんですね。我々は、そういうレベルなんです。だから、何とか防災計画に書いてあるよとか、何かあるのかもわからないけれども、そういうことじゃなくて、例えば今度ホームページを直すんなら、その一角に、どこに何を入れているまでは要りませんけれども、どこに備蓄倉庫があって、こういうところにこんなものが全体的に納められていますよというものがあれば、ふだん見たりして安心していられるかなというふうに思いますので、これは一つの要望として総務課長のほうにお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。詳細につきましては、今後協議をして、実施していくという形になりますが、これにつきましては、実は向こうから提示をいただきました一つのプログラムの中にいろいろな項目、メニュー項目というんでしょうか、それがございまして、その中で中心市街地というのがより適切という形で、うちのほうも事業名として選ばせていました

だいたい状況にございます。基本的には、産業関連という形になりますので、また先ほど根本議員よりもご質問がございましたアンケートに関しましても、一応基本的には、市民を対象にして行いますので、ある特定の区域のみをもって抽出するというわけではございませんので、その辺については、言葉の使い方の問題もございますけれども、ただ、基本的に私のほうの理解は、やはり中心部がにぎやかになることによって、逆にそのすそ野を広げていくということ、総じて、そのすそ野が広がることによって底上げというんでしょうか、そういうものが成り立つというような形も、私のほうは想定ができるのかなという形では考えておる部分がございまして、今回、このような中心市街地というような言葉遣いをさせていただきましたけれども、基本的には、メニューのうち事業名ということでのご理解も、あわせてしていただければと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 私は中心部が栄えてもすそ野は広がらないというふうに思います。それはもうここ10年来、勝浦市、ずっとそのような形でやってきて、いんべやあフェスタが、なぜ上から下におりたかも、何で下に行っちゃうのと言ったら、中心市街地、中心部を活性化するからだよ、そうしないと、興津や総野や上野は同じようにならないでしょう、次はそっちに行くんだよと言って、待つこと十何年、そういうことは一切ない。別にそれは、一つの政策としてあっていいと思いますから、中心市街地の中心でもいいんです。ただ、見る目は全体を見てやってもらわないと、興津も総野も上野も周辺地域はより一層衰えていくという状況にあると思いますので、表現の問題だというふうに今回は理解をしますので、今後検討する中で、ぜひ前向きにその辺は考えていただきたいというふうに思います。

最後に1つだけ、さっき根本議員も同じと言われていたので、私も全く同じなんです。これは市長に見解として一言いただければと思うんですけど、今言った、例えば地域力創造アドバイザーもそうですし、それに伴って、まちおこしの団体があったり、千葉商科大学もやってきます。観光商工課には観光プロモーションもあります、KAPPYビジターセンターもあります。観光協会も引き続きあります。船団も一生懸命頑張っています。商工会も相変わらず頑張っています。NPOも幾つかあります。最近、まちづくりの社会法人も増えてきたというふうに聞いています。イベントのための実行委員会もあります。いろんな組織があるんですが、少しづつつながっているんですけど、いわゆるそれを統治されるというかまとめていっているようなところがなかなかなくて、一つ一つは強いんでしょうけども、全体のパワーにつながっていかないと感ずるんで、できれば、そういう方法がいいのかどうかともかく25年度以降ぐらいの中で、少しその辺の組織をどう束ねていくか、そういう役割の部分というのが行政に求められるんじゃないかなというふうにも思うので、これはそれそれでいいよということも一つの意見でしょうし、ある程度まとめていったほうがいいよというのも意見でしょうから、その辺について、私は少し横のつながりをもっと持っていくような方向に持っていっていただきたいと思うので、見解をいただければと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 本市の課題といいますか、私が日ごろ考えているのは、これから日本の人口は減ってきており、そういう中で、本市もこれから、今2万ちょっとですけども、行く行くは2万を切る場合もないとは言えないということで、非常に厳しい状況が将来予測される。こう

いう中で、やはり何といいましても、交流というものを広げていかなくちゃいかん。それから、商業も、私は今のような状態が続きますと、だんだん縮んできちゃう、縮小してくるんではないかというふうに思いまして、これはいろんな手立てを打ちながら、それを全体的にこれを東ねるという考えではなくて、いろいろできるものを少しずつやりながら、じわりじわり浸透していって、商業も含め、地域づくりも広げていくというのが必要ではないのかなと。私はよくコンセプトで交流という言葉を上げさせてもらっていますけれども、その中ではやはり交流人口も広げよう、それから何も旧勝浦町だけではなくて、興津もあり、総野とか上野があるわけですから、光は全て全体的に当たるような、そういうような広がりを持っていく必要があるだろうというようなことで、今、先ほど来、出ています幾つかの事業を少しずつ打ちながら、これを進めていく必要があるだろう、これを全体的に東ねるということになりますと、何となく、そこでとまってしまうような感じがありますので、そのところをいろいろできるところについては、こっちの角度、またあっちの角度、いろんなところを見ながら策をじっくりやっていくしかないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問ありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） そうしましたら、前段者ともかぶってくるんですけど、先ほどの産官学連携、77ページと、その前の65ページに市民意識調査事業20万5,000円というのがあります。この市民意識調査事業というのは、通信運搬費という形で説明書きもないもので、どういったものなのか、その産官学連携と関係しているものなのかどうかについてお聞きします。

それと、産官学連携の調査ですけれども、昨年、緊急雇用だったか記憶が確かじゃないんですけど、たしかマーケティング調査をやったんですよね。それは観光のほうだったと思いますけれども、JTBか何かですか、マーケティング調査をやっている。そういう去年やった事業の調査等とダブったりするようなものもあるのかなと思うんですけれども、去年やった調査の結果とか、そういうのを私はまだ見ていないし、聞いていないんですけども、今年この産官学連携をやって、あとどうしようと考えているのか、企画課のほうで。それを参考に何かという話になろうかと思いますが、これは市単でよろしいですかね、市単ではない。市単でなければ、この事業費の内訳、どういった形で出ているのかお聞きします。

それから、商工費、私も12月議会で観光プロモーションをやらせていただきました。潮風香るおもてなしのまち勝浦と市長からお話をありましたけれども、観光全般にわたって、市長もたびたび今議会の答弁をされましたけれども、圏央道4月開通になります。そういうのを含めまして、プロモーション班もできました。勝浦の観光、インターの開設をどう捉えて戦略的に考えていくのか、観光課長にご答弁をいただきたいと思います。

農林水産業費ですけれども、173ページ、青年就農で昨年1人、今年は2人といいますかご夫婦というご説明もございましたけれども、杉戸で新規就農するということで計上がありますが、この方が市外の方と伺っていますけれども、例えば県の関係なのか、そういうサイトから情報を得たのかわかりませんけれども、どういった経緯で勝浦で農業をするということになったのか、その経緯についてお聞きしたいと思います。

それと、177ページの同じ農林水産業費の中のわたしの街みどりづくり事業、これで需用費、消耗品費で4万6,000円、これがアジサイですかオリーブ、ブルーベリー、月桂樹、南天、桜のいずれかの木を誕生記念樹として配布することで、私が去年、イベントで配るんでは

なくて、ぜひ誕生の記念樹として配つたらどうかという形で、アジサイを配つたらどうかと提案しましたら、今年こういう形で事業化していただいたんですけど、アジサイではなくて、オリーブですか月桂樹とか、多種多様になってきたんですけれども、どういう経緯でこの記念樹が選定されたのか、ご説明いただきたいと思います。

あと、消防費、一般質問の時間がなかったんですけれども、消防団の組織改編に当たって、今回、詰所ですか消防車両の修繕といいますか、直す部分の経費も入っていますけれども、もう一つ、現場サイドでなきやわからない部分もあるので、総務課長のほうでご答弁をいただきたいと思うんですが、特に統合する分団、班に関しては自然水利、防火水槽、消火栓、今の出動する範囲、自分たちの管内のものは全部把握しているんですけど、例えば8分団が9分団と一緒にになったときに大楠の自然水利、大楠の防火水槽あるいは消火栓がどこにあるのかというのは、団員同士でやればいいんですけども、地図に落とすとなかなかわからない。そういう部分で、できれば動態図か何かで落としていただきて、統合対象分団だけで構わないと思うんで、ぜひ水利、防火水槽、消火栓を落としたものを、初めはなれるまでは消防の詰所か何かに張って、全員が出動するときに、ここに防火水槽があるよという形で、今回は上野の分団、それから総野の2分団になりますけれども、そういうことを対応していただけないかどうか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。最初に、関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、市民意識調査でございますけれども、この市民意識調査につきましては、総合計画の実施というよりも、計画の最初平成21年度であったと思いますけれども、一度総合的な市民意識調査を行っておりまして、それからほぼ3年ほど経過をいたしましたので、その経過も見ながらということで今回予定をしておるものでございます。

次に、産官学連携の関係で、今後の関係ということでございますけれども、基本的には中小企業診断士の方々が主なあちらのメンバーになるんだろうと思います。その中で、いろいろ課題を再度抽出していただいた中で、先ほどの岩瀬議員のようなご意見がありましたので、そういうものもある面においては浮かんでくる部分もあるんだろうと。それによって、今後、勝浦市としてどうしていったらいいかということで、施策の提言等もいただくような形にはしていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。圏央道開通に向けて、どのように捉えているか、またどのようなプロモーションを考えているかというご質問ですが、まず初めに、圏央道の供用開始によりまして、東京方面から中房総地域へのアクセスは飛躍的に向上するのではないかということで、平成20年2月に市域を超えた広域的な取り組みを行うということを目的に、中房総観光推進ネットワーク協議会を設立いたしました。この構成団体は、いすみ市、大多喜町、御宿町、勝浦市、長南町、長柄町、茂原市、睦沢町、一宮町、市原市で構成しております。この協議会の事業の一環といたしまして、3月16日、中房総グルメサイクリングを実施いたします。このコースにつきましては、100キロ、50キロコースと2コースあります。長柄町の日本エアロビクスセンターがスタート、ゴールとなります。このコース上に休憩所、営業ステーションを設けまして、その中でグルメのおもてなしまたPR活動を実施してまいります。勝浦市に

おきましては、ちょうど中食、昼時になりますので、海中公園でグルメの提供といたしまして、勝浦タンタンメン船団にお願いいたしまして、勝浦タンタンメンの提供、またPR活動を行います。こうした活動で中房総のPRを図り、圏央道を利用しての集客を図っていくということで、今後もこの協議会を中心として広域的な取り組みを行っていきたいと考えています。また、県の千葉プロモーション協議会におきまして、4月27日に圏央道を開通いたしますので、圏央道の告知促進と観光PRに向けまして、横浜市の緑区にありますアピタ長津田店で4月20日、21日の両日、このイベントに参加いたしまして、市のPRを行います。

また、昨年11月にオープンいたしましたKAPPYビジターセンターのもろもろの事業を実施していく中で、積極的に観光事業者、また観光バス会社等へのプロモーション活動を推進していく必要があろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。初めに、青年就農給付金でございますけれども、夫婦の方でございます。昨年、市のほうにメールがありまして、その後、窓口において話し合いをしたところでございます。そのときには、杉戸に土地を購入し、できたら養蜂を行いたいとの意向でございました。このご夫婦は、20歳台かと思われまして、栃木県で前の職業、養蜂会社に勤務していたとのことで、勝浦でもこういったことで養蜂を行いたいということです。なお、県の農業事務所へも話に伺っているとのことでございます。

続きまして、わたしの街みどりづくり事業の記念樹ですけれども、こちらの記念樹の種類でございますけれども、記念樹につきましては、花言葉または栽培の難易度、栽培場所、そういうものを考えまして、6種類の中から選んでもらうような形をとったところでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。消防団の組織改編に伴います水利あるいは防火水槽の位置の表示ということですけれども、今回の改正で4月から今までの11分団が6分団になります。ただし、班編成は変わらないものの消防団員とすれば、いざ火災になれば同一班内のエリアが守備範囲ということで、確かに水利は絶対必要だと考えます。その際、防火水槽は把握しておりますが、自然水利については、消防団員の方のほうが地元をより詳しく知っているんじゃないかなと思います。それと、組織改編に伴いまして、車両の表示の修正を考えております。その際に、必要があれば、分団ごとの水利等の表示を消防団と協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 午後3時10分まで休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 産官学の関係ですけれども、先ほどの質問に答弁がなかったんですけど、市単事業でないんであれば、その事業費の内訳がどうなっているのかについてお答えをしていただきたいということで、青年就農に関しては承知しました。

また、わたしの街みどりづくりも承知しました。

観光の関係ですけれども、課長の答弁にもありましたけれども、中房総とか外房観光連盟もそうなんでしょうけど、中房総地域、中房総観光推進ネットワークを使ってという話もございました。私が言いたいのは、あそこにインターを開通することによって、高速バスとか車を使った観光客というものが非常に見込めるんじゃないかということで、例えば今勝浦でもある高速バス横浜行ですか羽田行等ありますけれども、そういったところにも、そういう高速バスの事業者ですとか、高速バスの行き着く、例えば横浜駅ですか羽田空港とか、特に今回、観光PRの中に外国語用の観光パンフレットも計上して入っています。さすがだなと思うんですけど、外国人も今度というふうなことを考えて今回外国人用の観光パンフレットもつくってあるということで、そういうのを含めると、成田ですか羽田ですか東京駅とか、そういった大きな公共機関の中継地になるようなところに、勝浦のプロモーションPRをどんどんしていくべきだと考えて質問させていただいたんで、インターの開設予定の場所にも、余り大きくはないんですけども、バスのターミナルもできてきますので、そういったことで市長もトップセールスをしていただけると思いますし、プロモーション班と一緒にになってという部分で、もう一回、課長、ご答弁をいただきたいと思います。

あと消防の関係ですけれども、詰所と消防車両の修正の経費も今回、新年度当初予算で上がっていますけれども、自分たちの班とか分団、今までの分団と班に関しては防火水槽の位置、自然水利の位置、消火栓の位置もある程度把握しているんですけども、統合先になった、例えば8分団の例を言いますと、8・9分団で5分団になります芳賀とか大楠の地区の防火水槽の位置であるとか、消火栓の位置というものは、今いる8分団の人間はなかなか把握できていないということで、確かに自然水利に関しては、統合先の分団の団員と一緒に、聞けばわかることなんんですけど、そういうものをきれいなものをつくれと言っているのではなくて、市である動態地図を張り合わせて、張り合わせるのが面倒だったら、こっちで張り合わせますので、動態地図をコピーしていただいて、これを詰所に張っていただければというようなことで構わないでの、ぜひそれをしていただけないかどうか、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。答弁漏れということで、大変失礼いたしました。基本的には、今のところ市単ということで予算は上げさせていただいております。しかしながら、県もしくは関係の補助金等の適用があれば、そちらのほうを活用したいということで、相手先の千葉商科大学のほうとは協議をいたしております状況にございます。

それと、内訳でございますけれども、詳細につきましては、今後双方が協議をしていくて決める事になると思いますが、基本的に調査分析等に要する、主に人件費だと思いますが、これが7割ぐらいを占めているというような形で考えております。そのほか、あちらから勝浦に来る場合、もしくは現地調査等の経費ということで旅費等の関係も金額の中に含められている状況にございます。一応基本的には、商業と観光に関する住民意識調査として、これは大きな項目として239万円ほど、向こうからの提示をいただいております。また、商業観光関連企業実態調査というところで214万8,000円ということで数値のほうをあちらから提示をいただいているという状況にございます。どちらも内容は先ほど申しましたように、調査分析が主になると思いますので、人件費とか処分施設等に係ります人件費等が主なものであろうということで、

私のほうは理解をいたしております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、玉田觀光商工課長。

○觀光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。外国語用パンフレット、これにつきましては、今考えているのが英語、中国語、韓国語、タイ語ということで考えています。このパンフレットにつきましては、主要な公共施設に置くことも、今、考えております。

それと、高速バスの利用等、これらにつきましても、当然、プロモーション事業を進めいく中で、觀光客誘致、交流人口拡大のために、プロモーション活動は当然必要なことと考えています。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、佐瀬總務課長。

○總務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。消防団の関係で、防火水槽の位置ということで、確かに防火、消火活動には必須な水の位置を示すわけでありますので、持ち帰って、また消防団とも相談しながら、なるべくいい方向ですぐ活動できるような方策に対応したいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 最後、3回目になります。産官学連携に関しては、課長の答弁ですと、今協議中と。事業費のですね。場合によっては市単でやることになるというふうなこともありますので、私、千葉商科大学に行ってきて、市長が客員教授をやられたと思いますけれども、この486万5,000円、これが市単になるか市単にならないかというのは後になって大きな違いが出てくると思いますので、改めて時期が来たらお聞きしたいと思います。

観光ですけれども、課長、今、外国語パンフレットの話をされましたけど、英語、中国語、韓国語と言いました。パンフレットをつくって、いざ来ていただいて勝浦市で対応できるのかという問題も出てきますので、外国語表示、英語、中国語、韓国語、最低限このパンフレットに合わせた表示を今度つくっていかなきゃいけない、あるいは受け入れる側の対応もしっかりと万全を期していかないといけないということで、その辺もしっかりと、今後対応していただくようお願いします。

消防のほうですけれども、4月1日からすぐ統合になるということですので、万が一に備えて、ぜひ前向きに対応していただきたいということをお願いしまして、ご答弁は結構です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私から2点ほどお伺いさせてください。69ページの総務費、市有地維持管理経費委託料の2点と、あとは238ページの中学校費の管理運営経費というところの2点をお聞かせいただきたいと思います。

69ページの総務費の市有地維持管理委託料を含めまして、70万についてですが、どの範囲までの部分を樹木の伐採とか処分とか、そういうものがかかるっているのか、例えば市道に覆いかぶさってきてている木とか、そういうものの管理として示しているのか、それとも今の遊休地となっているところの管理とか委託料として考えているのかお聞きしたいのと、これについては、昨年との前年比というのはどのくらいあるのか、やっぱり増えてきているものなのか、それとも同じぐらいの予算で見込んでいるのか、その辺をお聞かせください。

中学校費の管理運営経費に関しては、先ほどの市営野球場の話と絡んでくるんですけども、あくまでも市営球場、仮の野球場が北中学校のグラウンドを使って行うということで、

それはあくまでも教育財産として利用するということであれば、そこには管理する方があらわれてくる、管理費みたいな形のものが中学校費の中に含まれてきてもいいんじゃないかなというのが、私は単純に感じてしまったんですが、その辺を考えたときに、グラウンドの管理をされる方というのはどういった形で考えるのか、今までと同じように学校の中で先生が管理するようなもので考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいのと、あとは、そういったときに北中学校のグラウンドは、北中学校の野球部以外の人たちが使用することによって、グラウンドが使えなくなった、そのとき、生徒たちがどこか違うところで練習しなければいけないとなつたときに、この管理運営費に入っている送迎バスの運行業務委託料の中の一部を利用して生徒たちが送迎をされるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。予算書69ページの市有地維持管理経費60万円の関係でございますけれども、その中のその他委託料の関係につきましては、行政財産以外の普通財産を財政課のほうで管理をしておりますので、その管理に必要な樹木の伐採であるとか、草刈りとか、こういうものの委託料の枠として10万円予算計上しているものでございます。その下の市有地の維持管理工事費につきましては、例えば台風等がありまして土砂が崩落したり、そうしたときの復旧のための予備的な経費として50万円計上しているものでございます。執行についてでありますけれども、一番用途が多いのが、勝浦の駅裏の市有地の草刈り関係、この辺が最近住民から非常に要望が多いということもありまして、ほとんどその枠の中で執行しておるという状況であります。以上であります。

○議長（丸 昭君） 次に、中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。このグラウンドの管理についてのご質問でございますが、これは学校が管理するということでございます。ふだん、北中学校の野球部の生徒が部活動で活用しているグラウンドでございますので、日常的には学校が管理するということになります。

2点目の部活動送迎バス運行業務委託料でございますが、ここに計上したものにつきましては、これは北中学校の体育館が工事により使用できなくなりますので、その関係で室内で行っている部活動の生徒を、バスを借り上げまして上野小、興津中へ、代替施設のほうへ輸送するために計上した費用でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。そうしましたら、市有地の工事費また委託料の件ですけれども、駅裏については、今の状況のままになっている部分というのは長いわけじゃないですか、今後、駅裏をどのようにというか、今の時点で何かこんなふうに使えたらしいなというようなものがあるのかどうか、教えていただけたらと思います。いろんな方々に、多分市長もいい働きがあったら駅が使ってくれよみたいな話もされているときもあったかと思うんですけれども、何かそういったもので、どうやつたらうまく活用できるのかなとか、あそこが生きたことによって、こういう道路もできたらいいなとか、そんな構想しかないかもしれませんけど、そういったのを教えていただければなと思います。

もう一点の中学校費に関しましては、あくまでも学校が管理というお話です。学校管理となつた場合に、さっきも言った仮設の市営野球場というのが、いまいちかみ合わないんですけど、

その辺について、うまくご説明をしていただけると非常にありがたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 駅の北口の土地でございます。あれだけの面積をもって塩漬けにしておくというのはもったいないというふうに思っています。ただ、あそこのところで一つネックは進入路、これは鉄道の線路を挟んでいますから、鉄道をまたいでというのはなかなか難しいということで、やはりこれは有料道路のほうから進入路をつくって、あそこの場所におりられるようなものをつくる必要があるだろうというのが1つ。もう一つは、排水、これも非常にネックなんで、これをどういうふうにするかというのが2つ目。3つ目は、やはりあそこはきわどくこれからの方々の例え津波が来たときに、あそこの場所はちょうどきわどい高さになっていますので、今までのいろいろなことからすると、あそこを崩して埋め立てて、そうすると、6メートルぐらい地が上がるというようなお話を聞いておりますけれども、そういうこと以前に、先ほど言いました进入路、それから排水路、これが大きなネックです。私は、あそこを塩漬けにしておくのはもったいないし、まさに駅のすぐ裏なんぞ、何かうまい活用はないかなということで、例えば商店街の一つの再開発めいたもので、高度化資金のようなものを活用しながらあそこにショッピングをつくるというのが1つ。それからまた、もうちょっと違った公共的なものとして、行政とはちょっと違った第三者的な何かうまい活用方法があるかどうか、具体的にそういう話はありませんけども、そういうようなことで考えています。

私は、これから新坂の上のあの土地を総合運動公園の用地を自衛隊にお願いをするという場合に、土が相当出ますから、その土をうまく駅の北口のほうの进入路に何かうまく活用できないだろうかというようなことも考えていまして、内々自衛隊のほうにも話しましたけれども、自衛隊はちょっとそれは厳しいというようなお話を、私は位置的にはおりてくれればすぐその場所なんぞ、非常にいいかなというふうに思いましたけれども、ちょっとそれは厳しいということで、つくるならば、別途进入路をつくる必要があるかなということになります。今、具体的にこれをどうこうという話はありません。そういうことでございます。これからうまく活用したいと思います。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。基本的には北中学校という施設の中から平日の管理につきましては、学校側のほうにお願いする。社会教育課のほうで野球場の代替施設ということで、土曜日、日曜日、祝日等利用させていただく。基本的には土日、祝日であっても、あくまでも教育施設でありますので、学校の行事が優先ということになります。その中であいている日にちに利用させていただくということになりますので、当然、土日、平日使ったとき、仮設トイレも設置します。また、ごみが出るということも想定されますので、土日使用すれば月曜日の朝に、今回、当初予算で上程させていただいておりますけれども、スポーツ施設の清掃委託料ということで、トイレ、審判室等の清掃委託、これはシルバーパートナーセンターのほうにお願いして、とりあえず私のほうでお貸しした団体がきれいに使ってもらうのは前提なんですが、トイレの清掃とかごみが落ちているそのものについては、我々のほうで面倒をみようというような考え方であります。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 数点あります。まず1番目は、77ページの地域公共交通維持改善事業の負担金50万2,000円ですが、地域公共交通活性化協議会、これが今年度やっている地域公共交通の調査と絡んでくると思うんですが、来年度において、この協議会を立ち上げるということですが、この構成委員と協議会の主なテーマ、内容、それと、ここの中でこれまで言われています市内の交通公共機関、バスなりデマンドタクシーなりというものが協議されていくのかについてお伺いいたします。

次に、153ページ、緊急雇用創出事業、先ほども前段者の質問があったと思いますが、これの具体的な業務内容についてお伺いいたします。

次に、171ページ、有害鳥獣捕獲事業です。今年度よりも若干予算的には上回ってきて、これは実態として大変だなということと、最近ではテレビや新聞でも千葉県内にもかなり拡散していって、千葉県もこれに今後力を入れていくような報道もされていますが、この中でお聞きしたいのは、まずキヨンが今、とるのが非常に難しいということをテレビでも言われていました。有害鳥獣の捕獲をしている方等にも話を聞いたことがあるんですが、勝浦市、キヨンが安くて、キヨンをとるのが難しいので、積極的にとるためには2,000円を少し上げてもらえないかなという話もしていました。お金をもらえるからとるというのはちょっと筋違いな部分もあるのかなだと思いますが、確かにキヨンは小形獣で難しいということで、これをとっていくには、それなりの報償も欲しいということだそうですが、隣の鴨川市においては6,000円、県が捕獲するに当たっては4,000円ということで、ほかの地域の大多喜なんかは2,000円のところもあるということですが、報償費を上げられるかどうかについてお伺いします。

それとともに、これも聞いたところによりますと、今、有害鳥獣の動物をとると、とった証拠として尻尾を切って持ってくる。それを確認した上で報償費を払うというシステムになっていると思いますが、来年度から、尻尾も入るのかな、尻尾とともに捕獲した獣の背中に番号を打って、それを写真に撮って、その写真を出してくれということなんですが、ハンターは一々カメラを持って入っていないので、例えば今は携帯とかスマートホンとか持っているハンターも皆持っていると思いますけど、そういうカメラで撮影してデータで提出してもいいのかなという相談を受けたんです。私もそのことは全くわかりませんので、事前に農林水産課長に聞いたら、そのようなことだそうなんんですけど、それがはっきりわからないということもありましたので、この際、その辺について、来年度からの対応についてお伺いをいたします。

次に、先ほど来から話が出ておりましたが、269ページ、総合運動公園基本計画見直し業務委託料462万円です。市長も今駅裏の話をされました、凍結をしていたのを解凍するという作業は非常に大変だと思います。そして、自衛隊の話も出ておりましたが、総合運動公園も眠りについてから十数年、20年近くたつのかなと思いますが、来年度起こし初めてグラウンドを整備していくんだという非常にこれは猿田市長じゃないとできないかなというぐらいの、本当にそういう気持ちがありますが、ただ、462万の算出根拠とこれを算出するには、見積書をとるんでしょうけど、どんな仕様でこの計画をしようとしているのか、要は、青写真等もある程度イメージした上で、こういうものをつくりたいから設計をしたいということでこの462万円が出てくると思いますので、その辺について、どんなグラウンドなのか、そこに体育館等もあるのか、テニスコートは荒川につくったんですけど、昔の写真を見ると、400メートルのトラックなんかがあったんですけど、そのイメージがどういうふうになっているのか、お聞かせいただきたい

と思います。

最後になります。149ページ、実はこの予算書をもらって見ていたところ、これ忘れちゃったのかなという部分があったんです。何かというと、EM活性液なんですが、忘れたわけではありませんよね、私も過去から、もう10年近くやっているんで、もうそろそろほかの方法もいかがですかという質問もさせていただきました。そうしましたら、3月1日付の広報で、休止しますという内容が出てきました。これはちゃんと今回やめるんだなということですが、ちょっと文章を読ませてもらつたんです。そうしましたところ、私的に引っかかる部分がありました。ちょっと読ませてもらいます。前後略で。市では平成16年からEM活性液を活用した浜勝浦川などの浄化に取り組んできましたが、これまでの方法では十分な効果が見られないことから、今後、EM活性液の直接投入や配布などを休止しますと。その上で、休止して、今後、河川浄化対策を検討しますというふうな内容で、25年度についてはやりませんということですが、どうしてこれ、引っかかったかというと、平成16年から活性液を活用したのは市が主体でやって、市が活性液をつくる培養機を購入して、その中で市が培養して、勝浦区、浜勝浦区、出水区、墨名区の協力を得て、浜勝浦川周辺の地域の方に配布をして、自分の台所からまいてもらつた。なぜこの対策をやつたかというと、その前にはバイオで消臭をしたのが3年あるんですけど、その後に金がかかってしまうがないからということで、当時の幹部の方から何とか検討したらということがありまして、この当時EMが非常に効果があるということが言われていましたので、EMに入ったわけです。その結果、においをとるには非常にいい効果があつたんです。ただ、EMは浄化作用がないので、河川の水はきれいにはなりません。ただ、においは消えた。町の人も非常に喜んでいました。ただ、これを浄化するにはEMじゃ無理だというのは、当初からわかつっていました。ただし、これがこの文書を読むと、16年からやってきた中の9年たちますけど、結果が見られていない、だからやめるんだという書き方をされちゃつているんです。それは市がやってきたことを、市がみずから否定したことになりますので、この書き方、説明の仕方は、私はいかがかなと思っています。本来であれば、これ、もう出ちやつていますけど、もうちょっと内容を具体的にうたって、1年間、休止をする、市長がそういうふうにやってみたらどうかということで、1年間やめてみるということなんですが、その辺について、この文章の内容について、一度ご見解を伺いたい。

もう一点は、9月にB-1グランプリが勝浦で開催される。当初予算にも1,200万円の歳出が計上されています。この歳出については、特段問題ありません。9月夏場のこの暑い中にEMの消臭効果は、私はあると思っていますが、やめてしまったときに、この浜勝浦川のB-1に向けての対策が予算化、全くされていませんので、どう考えているのか、その点についてお伺いします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、協議会の委員ということでございますけれども、勝浦市ということで市長または副市長にお願いをする予定であります。その他千葉県の交通計画課関係職員、また関東運輸局の職員、またバス事業者関係で、小湊バス、日東バスが走っておりますので、その関係者、またバス協会、これは本部のほうになると思いますが、バス協会の関係者、またほかの事業者といたしまして、タクシー事業者といたしまして、南総交通であるとか勝浦合同ですか、この方々の委員としてのご出席もお願いをしたいと考えております

す。その他勝浦警察署、JR勝浦駅、現在、その辺の関係の方々にもお願いをする予定ではあります。

次に、テーマということでございますけれども、基本的には、現在、市民バスを本市においては走らせているところでございますけれども、今回行いました実態調査の中で、なかなかバス停まで歩いていくこともかなわぬというようなアンケート調査、またいろいろな関係者からのご意見等も出ていますので、今の企画課の事務レベル段階でございますけれども、デマンド的な対応も含めた中での再構築ということで取り上げていきたいと考えております。デマンドタクシー、バスについては、今のお答えでかえさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。私のほうからは緊急雇用の関係と、EM活性液の関係をお答えさせていただきます。初めに、緊急雇用創出事業の関係でございますけれども、内容ということでございますが、基本的に、目標といたしましては、勝浦市の自然環境を保全するために行う事業でございます。勝浦市の自然の現状を詳しく把握いたしまして、自然の環境にかかる基礎資料を得るために行います。この調査に関しましては、なかなか地形上いろいろ困難な地域等ございますので、その辺につきましては、専門的な技術を用いまして、新規雇用者の関係につきましては安全性が高い踏査等を予定して行う予定でございます。

先ほども申し上げましたけれども、小水力発電の関係を探るために河川の水量調査を行います。具体的な実施の内容等を申し上げますと、まず、植生の図面をつくっていければと思います。あと、動物、昆虫関係はどのように分布しているか、なるべくスケールでわかりやすい大きさの地図上にそういう状況を落としていけるようにしていきたいというふうに考えております。

次に、EM活性液の関係でございますけれども、これにつきましては、議員もおっしゃるおり、平成16年からEM活性液を活用した浜勝浦川等の公共水域の浄化対策に取り組んでまいりました。これは市の重要課題として浜勝浦川の浄化に対応してきてているというところでございますけれども、EM活性液を、当時直接投入をされたときは、ぬめぬめとか悪臭のほうの軽減がされた、改善されたというふうにお伺いをしているところでございます。実際、現在、それからまた長く続けているところでございますけれども、水質の改善というものには結びつかないというところがございまして、EM活性液の直接投入と個別配布のほうは一時的に休止をさせていただくということで、休止によります水質の変化ですか、臭気とか、その影響の検証をしていくことで、より効果的な浄化対策のほうを検討実施していきたいと考えているところでございます。

また、平成24年度事業で、緊急雇用整備事業の中で、浜勝浦川の排水経路ですか、排水の水質検査ですか、清掃関係を現在行っているところでございます。清掃に関しましては、浜勝浦川の浜田屋旅館の前から下流方向に行きまして墨名川までの区間ですけれども、この区間に河川の壁面に汚泥が固化しましてくついているという状態で、その固化した汚泥が悪臭をはなっている原因というふうにも考えられましたので、それを剥離いたしまして、きれいにいたしました。実際にそのとったものをにおいをかんでみると、物すごい激臭がございまして、かなりの悪臭の原因になっていたんではないかというふうに考えているところでございますので、それをとつ

てみました。そういうことを始めましたりとか、EM菌をやめてみることで、実際、どのような変化が見られるかということについての、今後、河川浄化の検討を進める上で、一つの策というふうに考えているところでございます。

あと、清掃関係につきましては、浜勝浦川浄化対策協議会というのがございまして、その中で地元の人たちのお力をおかりしたりしまして、市民で清掃していこうということも話し合いの中で出てきておりまして、実際、10月に行う予定だったんですけども、荒天ということで中止してしまいましたが、そういう汚泥を処理いたしましたので、今後新たに進めていきたいと考えております。以上です。

○1番（磯野典正君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。初めにキヨンの捕獲額は現在2,000円ですけども、こちらを単価増できないかとの質問でございます。確かに鴨川市では1頭6,000円になつております。しかし、県内のキヨンが出る市町村におきましては、それぞれ単価は若干違っております。低いところが1,000円、一番高いところで鴨川市の6,000円、これが1市となっております。このキヨンの単価増につきましては、現在、県の補助もないことから、千葉県の会議とか、また中南部地域の代表により、単価を補助をできないかとの要望を行っているところですが、残念ながら、まだ県補助がない状況でございます。単価増でございますけれども、こちらにつきましては、市内でそれぞれの有害鳥獣おりますので、現状ではこの2,000円でお願いしたいと考えております。

続きまして、捕獲後の確認の方法でございますけれども、平成25年4月1日から、確かにこれまで尻尾の確認のみが、それに伴いまして写真撮影をしまして、写真の提出となつております。こちらにつきましては、現状では基本的に、データの提出ではなく写真の提出でお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。（仮称）総合運動公園基本計画の見直しの業務委託でございますけれども、平成8年度に作成しました基本計画、当時におきましては、サッカー場、ソフトボール、グランドゴルフ、そういう多目的な広場、それとバレーボール、温水プール、ストレッチルームなど、建物の中でのスポーツ施設ということで、ある程度、総合的なスポーツ施設として計画しておりましたが、市営野球場に文化会館が建つということであります。市営野球場も代替施設のままではよろしくないということで、今度の計画の中で、総合運動公園を見直しまして、新しく市営野球場を主とした施設として計画を考えると。そのほかに駐車場とか、勝浦市には桜の公園がないということで、可能であれば桜の公園ができる、そこで花見ができればというようなことも、今のところ、計画しております。そういうことを計画するための委託料でありますけれども、市営野球場の配置とか、駐車場の配置、それと平面計画、排水、給水、そういう基本的な計画を業者に委託して、一つの基本の指針として、そこから本格的な市営野球場の整備を目指したいと考えて、今回委託料を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 1回目の1点、私的には漏れているというのがあるんですが、そこを先に。これは2回目になっちゃう。これの文面について、どうなのかということをお聞きしたんです

が、お答えがありません。よろしいですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） 済みません、漏れました。文面につきましては、EM活性液の広報関係を、過去平成17年ごろから出しておりますが、そのころから河川浄化を目標としたりとか、そういうような、水質浄化の第一歩とか、そういうことを申し上げながらやってきてているところでございますので、内容的には何ら誤りがないというふうに考えておりますので、このまま訂正はいたしません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） いろいろお聞きしているんですが、153ページの自然環境保全の中で、もう一度確認したいのは、この事業が行われてきて、今後、何のためにこれを4,000万円使って、この結果をどう活かそうとしているのか、勝浦の自然がこうですよという調査をして、それをどう活かそうとしているのかが見えてこないんです。今、新たに出てきたのが、小水力発電のための水量の調査もするということが初めて、私、今、聞いたんだけど、これを大多喜町が、今、自然エネルギーの活用の事業の中で小水力発電の事業を行っていますが、夷隅川になろうかと思うんですけど、そのほかにも高低差のあるところはあるんだけど、水量があるのかどうかわかりませんけど、夷隅川にしても、滝が1カ所ありますので、そういうところを目指しているのか、あと、植生の図面や動物の調査を行って、それを勝浦市全体をやって、その先、これがどういうふうに活かされるのかというところをお聞きしたいと思います。

EM菌については、私が言ったのは、市が正確には9年間やってきたものを、市が今回、やめる。やめるのはいいんですよ、いいんだけど、やめるに当たって、市がこれまでお金をかけて、恐らく1,000万円以上投入していると思います。それを効果がないからやめますと、こういうふうに文章で書いちゃったことは、私は市がやった事業を否定しているというふうにとるんです。これは誤りじゃないかと。効果はあったんですから、効果はあったけど、浄化に対して今後検討する余地があるので、1年間休止をして検証したいのでやめますということであれば、それはそれで、私は二重マルをあげます。そういう意味で、私は聞いているんであって、これを変更するつもりもない、それはそれでいいかもしれませんけど、回答の方法が、私は、はつきり言って、もう一度、責任ある人に回答をいただきたい。

続いて、EM活性液の中でもほかのことも触れました。こんなこともやっています、あんなこともやっていますの中で、2つほどありました、壁面の汚泥を委託でとってもらいました。それと、清掃も委託でやってもらいましたということなんです。浄化対策協議会のほうで今後清掃をやりますと。もう一つは10月に予定したけど、中止にしてそのままです。これは何ですか。議会で言うべきじゃないけど、自分たちが川に入って調査をして、自分たちがその壁面の汚れをとつてにおいをかんで、自分たちがこの中に入つていかなければ事業はできません。そういうことを机上だけで命令して、委託でやっていたんじや、本当にこの先進みませんので、河川清掃も計画しました。市民の方を入れてやりましょうと。それは本当にいいことですし、過去にもやってきました。10月に1日予定してだめだったら、何で11月にやれないんですか、もう3月になってきて、1回もやっていないじゃないですか。そういうことがありますね、これは、こんな強い口調で言ったら申しわけないけど、あなたたちの怠慢じゃないかというふうに言わざるを得ない。そういうことを言わせていただきます。そのことに対して答弁をいただきたい。

キヨンはわかりました。確認の方法もわかりましたが、それは早目に、獣友会なり何なりにご説明をいただきたいと思います。

運動公園については、非常にいい方向に行けると思います。ただ、事業費はこれから出てきますけど、主体的には野球場を持ってくる。将来的にはそこに運動施設を集中するような、そういう計画を持っていっていただいて、桜公園もそれは市長からの提案だと思いますけど、非常にいいかと思います。ただ、その公園の周りで子どもたちがスポーツできる施設なり、そういうものも配置していただければというふうに思いました、これについては回答は結構でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） 午後4時15分まで休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時15分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。緊急雇用創出事業4,000万円の活かし方ということでございますけども、これにつきましては、まず調査を行いまして、勝浦市にどのような自然環境が残されているかということが認識できると思います。その結果を踏まえまして、いろいろな戦略を講じていくというふうにも考えております。また、勝浦市には過去自然環境がどのような状況だったかというもののもとがございません。今回、2013年から14年にかけて調査を行いまして、勝浦市にどういうようなものが自然環境になっているということがわかれれば、それがベースの年になりますて、それを基本に今後どのようにいろいろな事業をやりながら自然を保全していくかというふうなことを考えていくんじやないかと思います。2013年の植生ですか、こういう動植物が生存していたと。それがこれから5年後ですか10年後ですか、20年後、30年後、40年後、50年後、100年後とかたちますと、必ずこの調査した資料が役立つものというふうに考えております。私のほうからは以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） それでは、私のほうからEM活性液の配布の中止に関する広報の記事ということでご指摘ございましたけども、議員ご指摘のように、市が平成16年からこのEM活性液を浜勝浦川の浄化のために投入をしております。これは、今、浜勝浦川以外の地域の方も活用されていますけども、これが浜勝浦川の浄化のためにということで、過去の浜勝浦川浄化対策推進協議会、こういったところでも説明されておりまして、当時の平成16年の広報におきましても、当時平成12年から消臭効果、要するににおいに効果のあるバイオにより悪臭の除去を実施していると、さらに河川の浄化、水をきれいにするためにEM菌を使うということで周知はしております、その結果、確かに台所のぬめりがとれたとか、においがとれた、そういう効果はあることは聞いております。もちろん、ただ、根本的に浜勝浦川の浄化のために始めたものでして、実際に、EM活性液で浜勝浦川の水質がきれいになっているかどうか、これは皆さんご存じのとおりでして、なかなか浄化ができていない。またにおいも消えない。そういった中で、市のほうで今年河川の環境調査を実施しております。状況調査を実施しておりますけど、それについては、さらに細かい水路等の水質の分析を行っておりますけども、これらの調査に

基づいた結果が、間もなく出るかと思います。これは、初日にもお答えしましたけども、その結果に基づいて地域周辺住民の方には、実際の現状の水質はこうなっていますということは周知をして、やはりこういう汚れの原因はもとから絶たないと、この活性液を使ったからきれいになれば一番いいんですけども、なかなか困れないということで、今回、とりあえず、EM菌の投与については、1年間休止をして様子を見ようということで、今回、広報に上げさせていただきました。

ただ、広報で市民の皆さんに、今まで続けてきたEM菌を休止するということになりますと、なぜ休止をするのか、これは当然、責任義務があります。効果があるのに休止するということはあり得ませんので、効果があるかないかは、市民の皆さんもいろいろ今まで苦情の来ている。また議会でもいろいろ浜勝浦川の汚染については、毎年、議会のほうで私どもも指摘を受けておりますので、それらを踏まえて、今回、休止をしていただきたいということでご理解をいただきたいということで、広報に載せさせていただきました。今後につきましても、浜勝浦川はこのままでいいということは絶対にありませんので、できる限りの水質浄化には努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今、副市長からお答えをいただいたので、それ以上のことは申しませんが、やはり浜勝浦川は、勝浦の顔となる場所というかそういうところです。ですから、とにかくこれを補正予算でも言いましたけど、まずはにおいと河川の浄化を、どんなことがあっても、これはやっていかないと、勝浦の観光にしても全てにダメージを与えていたる河川ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、最後に、確認だけもう一度させていただきます。これを休止するに当たって、浜勝浦川浄化対策協議会の意見はどのようなものがあったか。あと、広報を出してまだ数日ですけど、市民からの意見等があったのか、あればどんなご意見か。それと、お答えをいただいてないんですが、B-1グランプリが9月28日、29日、夏の終り、まだまだ暑いときに、市街地を会場に、特に浜勝浦川の隣接する駐車場を会場に行われますが、そのときの対策をどのようにするのか、特に消臭対策ですね、それについてお伺いして、3回目ですので、終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。初めに、浜勝浦川浄化対策推進協議会でございますけども、今年度、1回会議を開催しております。そのときは、今回の緊急雇用の整備事業の事業内容等をご説明させていただいておりまして、それと加えまして、その会議を行った結果、皆さんと市民の皆さんで清掃をやっていきましょうというような話でまとまっております。

また、B-1グランプリの関係につきましては、今回はたまたまB-1グランプリの前にEM活性液の配布の休止を決めましたけども、これはB-1グランプリのために休止をやめたということではございませんので、臭気の問題につきましては、やめたことによってまた臭気等が出るようであれば、また検討を進めていくしかないと思っています。以上です。

広報係のほうに確認いたしまして、それに関する問い合わせは全くないというふうに確認しております。

延　　会

○議長（丸 昭君） お諮りいたします。本日の日程は、まだ一部残っておりますが、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。明

3月7日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時24分 延会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第17号の上程・質疑・委員会付託